

協議第27号

「 使用料・手数料等の取扱いについて」
附属資料

使用料

種類	幕別町	更別村	忠類村	備考																																																																																																																																																		
	<p>幕別町コミュニティセンター</p> <p>(単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">昼 間</th> <th rowspan="2">夜 間</th> <th rowspan="2">昼夜間</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午前・午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大集会室</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> <td>8,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,600</td> <td>1室の場合</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>4,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暖房料</td> <td colspan="6">午前・午後・夜間の使用区分ごと、ストーブ1台につき260円</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td colspan="6">昼間は午前8時より午後5時まで 夜間は午後5時より午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>葬儀使用の特例</td> <td colspan="6">暖房を使用しない場合 15,500円 暖房を使用する場合 25,500円 ただし、使用時間が短いなどの事情がある場合については、通常の区分により計算した額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 商業活動の目的で使用する場合の使用料は5割(販売を伴う場合は10割)を加算する。 営利を伴うもので、入場料・会費等を徴収する時の使用料は次のとおり加算する。 <table border="1"> <tr> <td>(1) 100円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>(2) 100円以上500円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>(3) 500円以上</td> <td>15割</td> </tr> </table> 止むを得ない事情があり、使用時間の延長が認められた場合の使用料は、その時間につき当該使用料の1割5分の額を加算する。 	区分	昼 間			夜 間	昼夜間	摘要	午前	午後	午前・午後	大集会室	2,000	2,000	4,000	4,000	8,000		和室	400	400	800	800	1,600	1室の場合	料理実習室	1,000	1,000	2,000	2,000	4,000		暖房料	午前・午後・夜間の使用区分ごと、ストーブ1台につき260円						使用時間	昼間は午前8時より午後5時まで 夜間は午後5時より午後10時まで						葬儀使用の特例	暖房を使用しない場合 15,500円 暖房を使用する場合 25,500円 ただし、使用時間が短いなどの事情がある場合については、通常の区分により計算した額とする。						(1) 100円未満	5割	(2) 100円以上500円未満	10割	(3) 500円以上	15割		<p>忠類村コミュニティセンター</p> <p>施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間 室名</th> <th>午前 9:00 ~ 12:00</th> <th>午後 13:00 ~ 17:00</th> <th>夜間 18:00 ~ 22:00</th> <th>全日 9:00 ~ 22:00</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>4,120</td> <td>5,150</td> <td>7,210</td> <td>12,360</td> <td>ステージ付</td> </tr> <tr> <td>和室 (婦人室)</td> <td>820</td> <td>1,230</td> <td>1,540</td> <td>3,090</td> <td>床の間付</td> </tr> <tr> <td>" (青年室)</td> <td>920</td> <td>1,330</td> <td>1,640</td> <td>3,290</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>610</td> <td>820</td> <td>1,030</td> <td>2,060</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童室</td> <td>1,540</td> <td>1,850</td> <td>2,260</td> <td>4,630</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人室</td> <td>1,540</td> <td>1,850</td> <td>2,260</td> <td>4,630</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1,640</td> <td>2,060</td> <td>2,570</td> <td>5,150</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 11月1日から4月末日までは、暖房料として規定料金に100分の30を加算する。 商業活動を目的とする場合は、規定料金に100分の50(販売を伴う場合は100分の100)を加算する。 営利を伴うもので入場料、会費又は名称のいかんを問わずこれに類するものを徴収するときは、次の区分により規定料金に加算する。 <table border="1"> <tr> <td>入場料、会費等が500円未満のとき</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等が500円以上1,000円まで</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>入場料、会費等が1,000円を超えるとき</td> <td>100分の150</td> </tr> </table> 忠類村民以外の使用については、上記により計算された額に100分の100を加算する。 <p>備付物件使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>回数</th> <th>料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送施設(大ホール)</td> <td>1式</td> <td>1回</td> <td>円 3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレクトーン</td> <td>1式</td> <td>1回</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三々九度用具(神式)</td> <td>1式</td> <td>1回</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テープレコーダ</td> <td>1式</td> <td>1回</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>CDオートチェンジャー(カラオケセット)</td> <td>1式</td> <td>1回</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	時間 室名	午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 18:00 ~ 22:00	全日 9:00 ~ 22:00	摘要	円	円	円	円	大ホール	4,120	5,150	7,210	12,360	ステージ付	和室 (婦人室)	820	1,230	1,540	3,090	床の間付	" (青年室)	920	1,330	1,640	3,290	"	茶室	610	820	1,030	2,060		児童室	1,540	1,850	2,260	4,630		老人室	1,540	1,850	2,260	4,630		調理実習室	1,640	2,060	2,570	5,150		入場料、会費等が500円未満のとき	100分の50	入場料、会費等が500円以上1,000円まで	100分の100	入場料、会費等が1,000円を超えるとき	100分の150	品名	数量	回数	料金	摘要	放送施設(大ホール)	1式	1回	円 3,000		エレクトーン	1式	1回	3,000		三々九度用具(神式)	1式	1回	1,000		テープレコーダ	1式	1回	1,500		CDオートチェンジャー(カラオケセット)	1式	1回	3,000		
区分	昼 間			夜 間	昼夜間				摘要																																																																																																																																													
	午前	午後	午前・午後																																																																																																																																																			
大集会室	2,000	2,000	4,000	4,000	8,000																																																																																																																																																	
和室	400	400	800	800	1,600	1室の場合																																																																																																																																																
料理実習室	1,000	1,000	2,000	2,000	4,000																																																																																																																																																	
暖房料	午前・午後・夜間の使用区分ごと、ストーブ1台につき260円																																																																																																																																																					
使用時間	昼間は午前8時より午後5時まで 夜間は午後5時より午後10時まで																																																																																																																																																					
葬儀使用の特例	暖房を使用しない場合 15,500円 暖房を使用する場合 25,500円 ただし、使用時間が短いなどの事情がある場合については、通常の区分により計算した額とする。																																																																																																																																																					
(1) 100円未満	5割																																																																																																																																																					
(2) 100円以上500円未満	10割																																																																																																																																																					
(3) 500円以上	15割																																																																																																																																																					
時間 室名	午前 9:00 ~ 12:00	午後 13:00 ~ 17:00	夜間 18:00 ~ 22:00	全日 9:00 ~ 22:00	摘要																																																																																																																																																	
	円	円	円	円																																																																																																																																																		
大ホール	4,120	5,150	7,210	12,360	ステージ付																																																																																																																																																	
和室 (婦人室)	820	1,230	1,540	3,090	床の間付																																																																																																																																																	
" (青年室)	920	1,330	1,640	3,290	"																																																																																																																																																	
茶室	610	820	1,030	2,060																																																																																																																																																		
児童室	1,540	1,850	2,260	4,630																																																																																																																																																		
老人室	1,540	1,850	2,260	4,630																																																																																																																																																		
調理実習室	1,640	2,060	2,570	5,150																																																																																																																																																		
入場料、会費等が500円未満のとき	100分の50																																																																																																																																																					
入場料、会費等が500円以上1,000円まで	100分の100																																																																																																																																																					
入場料、会費等が1,000円を超えるとき	100分の150																																																																																																																																																					
品名	数量	回数	料金	摘要																																																																																																																																																		
放送施設(大ホール)	1式	1回	円 3,000																																																																																																																																																			
エレクトーン	1式	1回	3,000																																																																																																																																																			
三々九度用具(神式)	1式	1回	1,000																																																																																																																																																			
テープレコーダ	1式	1回	1,500																																																																																																																																																			
CDオートチェンジャー(カラオケセット)	1式	1回	3,000																																																																																																																																																			

		<table border="1"> <tr><td>ピアノ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>スポットライト</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガスレンジ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>調理台</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>展示用パネル</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(備考) 使用回数は、条例別表の各使用区分をもってそれぞれ1回とする。</p>	ピアノ					スポットライト					ガスレンジ					調理台					展示用パネル																																										
ピアノ																																																																	
スポットライト																																																																	
ガスレンジ																																																																	
調理台																																																																	
展示用パネル																																																																	
<p>幕別町近隣センター 別表1 (第6条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">昼 間</th> <th rowspan="2">夜 間</th> <th rowspan="2">昼夜間</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午前・午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広間</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>800</td> <td>1 室の場合</td> </tr> <tr> <td>暖房料</td> <td colspan="6">午前、午後、夜間の使用区分ごとに広間500 和室260</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td colspan="6">昼間は午前8時より午後5時まで 夜間は午後5時より午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>葬儀使用の特例</td> <td colspan="6">暖房を使用しない場合 10,600 暖房を使用する場合 17,600 ただし、使用時間が短いなどの事情がある場合については、通常の使用区分により計算した額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 商業活動の目的で使用する場合は、5割(販売を伴う場合は10割)を加算する。 営利を伴うもので、入場料・会費等を徴収する時の使用料は次のとおり加算する。 <ol style="list-style-type: none"> 100円未満 5割 100円以上500円未満 10割 500円以上 15割 やむを得ない事情があり、使用時間の延長が認められた場合の使用料は、その時間につき当該使用料の1割5分の額を加算する。 <p>別表2 (第6条関係「札内中央近隣センター使用の場合」)</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">昼 間</th> <th rowspan="2">夜 間</th> <th rowspan="2">昼夜間</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午前・午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階 第1講習室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> <td>3,200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	昼 間			夜 間	昼夜間	摘要	午前	午後	午前・午後	広間	500	500	1,000	1,000	2,000		和室	200	200	400	400	800	1 室の場合	暖房料	午前、午後、夜間の使用区分ごとに広間500 和室260						使用時間	昼間は午前8時より午後5時まで 夜間は午後5時より午後10時まで						葬儀使用の特例	暖房を使用しない場合 10,600 暖房を使用する場合 17,600 ただし、使用時間が短いなどの事情がある場合については、通常の使用区分により計算した額とする。						区分	昼 間			夜 間	昼夜間	摘要	午前	午後	午前・午後	1階 第1講習室	800	800	1,600	1,600	3,200				
区分		昼 間						夜 間	昼夜間	摘要																																																							
	午前	午後	午前・午後																																																														
広間	500	500	1,000	1,000	2,000																																																												
和室	200	200	400	400	800	1 室の場合																																																											
暖房料	午前、午後、夜間の使用区分ごとに広間500 和室260																																																																
使用時間	昼間は午前8時より午後5時まで 夜間は午後5時より午後10時まで																																																																
葬儀使用の特例	暖房を使用しない場合 10,600 暖房を使用する場合 17,600 ただし、使用時間が短いなどの事情がある場合については、通常の使用区分により計算した額とする。																																																																
区分	昼 間			夜 間	昼夜間	摘要																																																											
	午前	午後	午前・午後																																																														
1階 第1講習室	800	800	1,600	1,600	3,200																																																												

	第2階	第2講習室	600	600	1,200	1,200	2,400			
		軽運動室	600	600	1,200	1,200	2,400			
		料理実習室	1,000	1,000	2,000	2,000	4,000			
	2階	第1和室	400	400	800	800	1,600			
		第2和室	400	400	800	800	1,600			
		学童学習室	400	400	800	800	1,600			
	暖房料	午前、午後、夜間の使用区分ごとストーブ1台につき260								
	使用時間	昼間は午前8時より午後5時まで 夜間は午後5時より午後10時まで								
	葬儀使用の特例	暖房を使用しない場合 15,500 暖房を使用する場合 25,500 ただし、使用時間が短いなどの事情がある場合については、通常の区分により計算した額とする。								
	備考	<p>1 商業活動の目的で使用する場合は、5割（販売を伴う場合は10割）を加算する。</p> <p>2 営利を伴うもので、入場料・会費等を徴収する時の使用料は次のとおり加算する。</p> <p>(1) 100円未満 5割</p> <p>(2) 100円以上500円未満 10割</p> <p>(3) 500円以上 15割</p> <p>3 やむを得ない事情があり、使用時間の延長が認められた場合の使用料は、その時間につき当該使用料の1割5分の額を加算する。</p>								

幕別町中央会館

(単位 円)

区分	昼 間			夜 間	昼夜間	摘 要
	午 前	午 後	午前・ 午後			
講堂	500	500	1,000	1,000	2,000	
第 1 和室	100	100	200	200	400	
第 2 和室	100	100	200	200	400	
暖 房 料	10月1日より4月末日までの間は暖房料として3割を加算する。					
使 用 時間	昼間は午前8時より午後5時、夜間は午後5時より午後10時まで					

使用料の特別加算

- 商業活動の目的で使用する場合は使用料の5割(販売を伴う場合は10割)を加算する。
- 営利を伴うもので入場料・会費等を徴収する場合の使用料は次のとおり加算する。

(1) 100円未満	5割
(2) 400円以上500円未満	10割
(3) 500円以上	15割

幕別町公民館

(単位 円)

公民館	区分	昼 間			夜間	昼夜間	摘要
		午前	午後	午前・ 午後			
	大広間	500	500	1,000	1,000	2,000	
	その他の室	200	200	400	400	800	

昼間は午前8時より午後5時までとする。

夜間は午後5時より午後10時までとする。

暖房を使用したときは、午前・午後・夜間の使用区分ごとに大広間については500円、その他の室については260円を加算する。

備付物品の使用料

備 品 名	単 位	使用料	摘 要
16耗映写機	1日1回 につき	1,800	入場料その他これに類するものを徴収する場合は10割増
8耗映写機	"	1,200	
幻 灯 機	"	600	
テープレコーダー	"	600	
マイク1式	"	400	

幕別町民会館

施設使用料 (単位 円)

区分 使用箇所		昼間 (午前 8時から午後 5時まで 4時間毎)	夜間 (午後 5時から午後 10時まで 4時間毎)	全日	摘要
地下	大集会室	9,000	14,000	27,000	ステージ のみの使 用は2割 の額とす る
	控室	600	800	1,500	
	調理実習室	1,500	1,800	4,000	
1階	第1研修室	1,100	1,500	3,200	
	第2研修室	600	1,000	2,000	
2階	講堂	4,500	6,500	13,000	
	第1会議室	1,200	1,500	3,200	
	第2会議室	1,200	1,500	3,200	
	第3研修室	600	1,000	2,000	
	第4研修室	500	600	1,500	

備考

- 10月1日から翌年4月末日までの間は暖房料として3割を加算する。
- 商業活動の目的で使用する場合の使用料は5割(販売を伴う場合は10割)を加算する。
- 営利を伴うもので、入場料、会費等を徴収する時の使用料は次のとおり加算する。
 - 100円未満 5割
 - 100円以上500円未満 10割
 - 500円以上 15割
- 第1号の加算は第2号及び第3号の場合さらに加算する。
- 止むを得ない事情があり、超過時間を認めた時の超過時間に対する使用料は、超過時間1時間につき全日使用の使用料の1割5分の額とする。

備付物品の使用料 (単位 円)

名称	単位	回数	使用料	摘要
地下拡声装置	1式	1回	1,500	マイクロホン 1本につき
2階拡声装置	"	"	750	"
マイクロホン	1本	"	400	
カセットデッキ	1台	"	600	
レコードプレーヤー	"	"	600	
LDプレーヤー	"	"	800	
ポーターライト	1式	"	1,200	

アッパーホリゾン トライト	"	"	1,000	
ロアーホリゾン トライト	"	"	1,000	
フロントシーリ ングライト	"	"	600	
サスペンション ライト	"	"	1,400	
ピンスポットラ イト	"	"	1,000	
舞台フットライ ト	"	"	750	
移動スポットラ イト	1台	"	600	
スポットライト	1式	"	800	2階講堂
ビームスポット	"	"	300	"
ミラーボール	1台	"	200	"
16ミリ映写機	"	"	1,800	
8ミリ映写機	"	"	1,200	
スクリーン	1式	"	200	
ピアノ	1台	"	1,500	
サカズキ	1式	"	600	
金屏風	"	"	2,500	
展示用パネル	1枚	"	100	
白 布	大1枚	"	170	
"	小1枚	"	120	

備考

- 1 使用料の使用回数は、昼間、夜間ともそれぞれ4時間毎の使用区分をもって、それぞれ1回とする。
- 2 練習準備のための使用料は、それぞれ半額とする。
- 3 超過使用料については、1時間につき基本使用料の3割に相当する額とする。
- 4 使用目的が条例別表1の備考第2項、及び第3項に該当する場合は、使用料の算出は、同条例同項の規定をそれぞれ準用する。

札内福祉センター

(単位 円)

区 分	使用料の額			摘 要	
	昼間(午 前8時か ら午後5 時まで4 時間毎)	夜間(午 後5時か ら同10時 まで4時 間毎)	全 日		
1 階	第1和室	1,500	2,200	4,800	
	第1講座室	1,100	1,500	3,200	
	展示ホール	400	500	1,000	

更別村社会福祉センター

区分	夏/冬 の別	使用料金(円)				備考
		午前	午後	夜間	1日間	
大ホール	夏	5,800	6,900	8,100	16,200	
	冬	6,900	8,200	9,700	19,400	
小会議室	夏	4,000	4,800	5,600	11,200	
	冬	4,800	5,700	6,700	13,400	
和室A	夏	2,900	3,400	4,000	8,000	
	冬	3,400	4,000	4,800	9,600	
和室B	夏	1,200	1,400	1,600	3,200	
	冬	1,400	1,600	1,900	3,800	

2 階	大集会室	4,500	6,500	13,000	ステージ のみの使用は2割 の額とする。
	第2講座室	1,100	1,500	3,200	
	第2和室	500	700	1,500	
	第3和室	500	700	1,500	

備考

- 10月1日から翌年4月末日までの間は、暖房料として3割加算する。
- 商業活動の目的で使用する場合は5割(販売を伴う場合は10割)を加算する。
- 営利を伴うもので、入場料・会費等を徴収する時の使用料は、次のとおり加算する。
 - 入場料・会費等が100円未満のとき 5割
 - 入場料・会費等が100円以上500円未満のとき 10割
 - 入場料・会費等が500円以上のとき 15割
- やむを得ない事情があり、使用時間の延長が認められた場合の使用料は、その1時間につき当該使用料の1割5分の額を加算する。

備付物件の使用料

(単位 円)

名称	単位	回数	使用料	摘要
拡声装置	1式	1回	750	マイクロホン1本につき
マイクロホン	1本	〃	400	
テープレコーダー	1台	〃	600	
レコードプレーヤー	〃	〃	600	
ピアノ	〃	〃	1,500	
移動スポットライト	〃	〃	600	
16耗映写機	〃	〃	1,800	
8耗映写機	〃	〃	1,200	
サカズキ	1式	〃	600	
金屏風	〃	〃	2,500	
展示用パネル	1枚	〃	100	
白布	大1枚	〃	170	
〃	小1枚	〃	120	

備考

- 使用料の使用回数は、昼間・夜間とも、それぞれ4時間毎の使用区分をもってそれぞれ1回とする。
- 練習準備のための使用は、それぞれ半額とする。
- 超過使用料については、1時間につき基本使用料の3割に相当する額とする。
- 使用目的が条例別表1の備考第2項、及び第3項に該当する場合は、使用料の算出は、同条例同項の規定をそれぞれ準用する。

和室C	夏	1,700	2,000	2,300	4,600
	冬	2,000	2,400	2,700	5,500
老人研修娯楽室	夏	3,400	4,000	4,700	9,400
	冬	4,000	4,800	5,600	11,200

(注)

- 夏冬の期間区分は、次のとおりとする。
夏 5月から10月までの間
冬 11月から4月までの間
- 使用時間は、次のとおりとする。
午前 9時～12時 夜間 18時～22時
午後 13時～17時 1日間 9時～22時
- 使用者が営利を目的として使用する場合は、上記料金の3倍の額を徴収することができる。

上更別福祉館

区分	夏/冬の別	使用料金(円)			
		午前 (9時 / 12時)	午後 (13時 / 17時)	夜間 (18時 / 22時)	1日 (9時 / 22時)
和室A	夏(5月 / 10月)	1,200	1,400	1,600	3,200
	冬(11月 / 4月)	1,400	1,600	1,900	3,800
和室B	夏(5月 / 10月)	1,700	2,000	2,300	4,600
	冬(11月 / 4月)	2,000	2,400	2,700	5,500
集会室	夏(5月 / 10月)	5,200	6,200	7,200	14,400
	冬(11月 / 4月)	6,200	7,400	8,600	17,200

備考

- 葬儀(通夜及び告別式)に使用する場合は夜間を超え、引き続き翌日まで使用するときは、それぞれの使用区分の料金のほか、夜間料金の同額を加えて算定し、物故者が更別村弔慰条例(昭和42年条例第12号)第3条に規定する弔慰を受けることができる場合は、その算定した額の2分の1の額を減額した額とする。
- 使用者が営利を目的として使用する場合は、上記料金の3倍の額を徴収することができる。

更別村老人保健福祉センター

(1) 集会室等

区分	夏/冬の別	使用料金(円)				備考
		午前	午後	夜間	1日間	
集会室	夏	2,900	3,400	4,000	8,000	
	冬	3,400	4,000	4,800	9,600	
運動指導室兼介護者教育室	夏	4,000	4,800	5,600	11,200	
	冬	4,800	5,700	6,700	13,400	
教養娯楽室	夏	2,900	3,400	4,000	8,000	
	冬	3,400	4,000	4,800	9,600	

(注)

- (1) 夏冬の期間区分は、次のとおりとする。
 夏 5月から10月までの間 冬 11月から4月までの間
- (2) 使用時間は、次のとおりとする。
 午前 9時～12時 夜間 18時～22時
 午後 13時～17時 1日間 9時～22時
- (3) 使用者が営利を目的として使用する場合は、上記料金の3倍の額を徴収することができる。

(2) 浴室

区分	夏/冬の別	使用料金(円)		備考
		1回	回数券(11回券)	
大人 (村内に住所を有する満65歳以上の者及び身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者)	通年	350 (100)	3,500 (1,000)	
中学生		200	2,000	
小学生		100	1,000	

(注) 大人とは、高校生以上の者をいう。

更別村福祉の里総合センター

1 保健・福祉推進部門施設使用料

区分	夏/冬の別	使用料金(円)				備考
		午前	午後	夜間	1日間	
集会室	夏	2,900	3,400	4,000	8,000	
	冬	3,400	4,000	4,800	9,600	
栄養実習	夏	2,500	3,000	3,500	7,000	

ふれあいセンター福寿

高齢者生活福祉センター居住部門利用料

区分		利用料		摘要
居室	事務費	月額	利用者負担基準表による金額	
	管理費	単身用	月額	10,000円
		夫婦用	月額	15,000円

室	冬	3,000	3,600	4,200	8,400
健康増進室	夏	4,600	5,500	6,400	12,800
	冬	5,500	6,600	7,600	15,300

(注)

- (1) 夏冬の期間区分は、次のとおりとする。
夏 5月から10月までの間 冬 11月から4月までの間
- (2) 使用時間は、次のとおりとする。
午前 9時～12時 夜間 18時～22時
午後 13時～17時 1日間 9時～22時
- (3) 使用者が営利を目的として使用する場合は、上記料金の3倍の額を徴収することができる。

2 健康増進機器

区分	使用料金(円)			
	1回券	回数券(11枚綴)	半年券	1年券
15歳～18歳 65歳以上	200	2,000	10,000	17,000
19歳～64歳	300	3,000	15,000	25,000

(注) 中学生以下の者は、使用できないものとする。

3 給食部門利用料

区分	単位	利用料金(円)	備考
生活支援ハウス事業	1食	400	
配食サービス事業	1食	500	主食物、副食物
		460	副食物のみ
通所介護事業	1食	500	材料費400円、その他費用100円
その他の事業	1食	500	

(注) 配食サービス事業の利用の場合、更別村介護予防生活支援事業条例(平成13年条例第25号)第4条に該当する者は、その規定に定める利用料の額とする。

4 生活支援ハウス利用料

1 居室

(1) 生活支援ハウス居住部門利用者負担基準(月額)

	対象収入による階層区分	利用者負担額
A	1,200,000円以下	0円
B	1,200,001円～1,300,000円	4,000円
C	1,300,001円～1,400,000円	7,000円
D	1,400,001円～1,500,000円	10,000円
E	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
F	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
G	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
H	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
I	1,900,001円～2,000,000円	25,000円

	電気料	月額	実費相当額
	給食費	1食	350円
生活援助員室	管理費	月額	25,000円
	電気料	月額	実費相当額

備考

- 1 利用料は、事務費及び管理費については、その月の分を毎月20日までに、電気料、給食費については、その月の分を翌月の20日までに納入しなければならない。
- 2 居室及び生活援助員室を月の途中で入退去したときは、その月分の利用料は日割計算による。
- 3 電気料、給食費については毎月、月末までの利用実績により算定する。

利用者負担基準表

対象収入による階層区分	利用負担額
A 1,200,000円以下	0円
B 1,200,001円～1,300,000円	1,000円
C 1,300,001円～1,400,000円	2,500円
D 1,400,001円～1,500,000円	4,000円
E 1,500,001円～1,600,000円	5,500円
F 1,600,001円～1,700,000円	7,000円
G 1,700,001円～1,800,000円	8,500円
H 1,800,001円～1,900,000円	10,000円
I 1,900,001円～2,000,000円	11,500円
J 2,000,001円～2,100,000円	13,000円
K 2,100,001円～2,200,000円	14,500円
L 2,200,001円～2,300,000円	16,000円
M 2,300,001円～2,400,000円	17,500円
N 2,400,001円以上	19,000円

備考

- 1 この表において、「対象収入額」とは前年の収入額(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した額をいう。
- 2 夫婦世帯の対象収入額による階層区分の認定は、世帯合算したものを2で除して算定し、利用者負担額については、当該階層区分の金額を2倍した額とする。

老人福祉センター使用料

時間	午前	午後	夜間	全日
室名	8:45～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30	8:45～21:30
多目的ホールA	円 2,520	円 3,150	円 3,880	円 7,770
多目的ホールB	1,260	1,570	1,890	3,780
運動指導室	1,260	1,570	1,890	3,780

	<table border="1"> <tr><td>J</td><td>2,000,001円～2,100,000円</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>K</td><td>2,100,001円～2,200,000円</td><td>35,000円</td></tr> <tr><td>L</td><td>2,200,001円～2,300,000円</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>M</td><td>2,300,001円～2,400,000円</td><td>45,000円</td></tr> <tr><td>N</td><td>2,400,001円以上</td><td>50,000円</td></tr> </table> <p>(注)</p> <p>(1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。</p> <p>(2) 夫婦世帯等で入居する場合については、夫婦等の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とする。</p> <p>(3) 月の途中で入退所した日の属する月の利用者負担額は、次の算式により算出した額(円未満切り捨て)とする。 利用者負担額 × (当該月の実入居日数 / 当該月の実日数)</p> <p>(2) 光熱水費等の利用料(月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>区分</th><th>利用料(円)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>単身者</td><td>9,000</td><td></td></tr> <tr><td>夫婦世帯等</td><td>15,000</td><td></td></tr> <tr><td>各部屋の電気料</td><td>実費額</td><td>各部屋のメーター器による</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 月の途中で入退所の取扱は、別表第3の1(1)の(注)の(3)と同様とする。</p> <p>(3) 給食利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>区分</th><th>単位</th><th>利用料(円)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>給食費</td><td>1食</td><td>400</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 家族交流室</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>区分</th><th>単位</th><th>利用料(円)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本料金</td><td>1日</td><td>7,940</td><td></td></tr> <tr><td>給食費</td><td>1食</td><td>400</td><td></td></tr> <tr><td>日常生活品費</td><td>1日</td><td>100</td><td></td></tr> <tr><td>教養娯楽費</td><td>1日</td><td>100</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基本料金について、更別村介護予防生活支援事業条例(平成13年条例第25号)第4条に該当する者は、その規定に定める利用料の額とする。</p>	J	2,000,001円～2,100,000円	30,000円	K	2,100,001円～2,200,000円	35,000円	L	2,200,001円～2,300,000円	40,000円	M	2,300,001円～2,400,000円	45,000円	N	2,400,001円以上	50,000円	区分	利用料(円)	備考	単身者	9,000		夫婦世帯等	15,000		各部屋の電気料	実費額	各部屋のメーター器による	区分	単位	利用料(円)	備考	給食費	1食	400		区分	単位	利用料(円)	備考	基本料金	1日	7,940		給食費	1食	400		日常生活品費	1日	100		教養娯楽費	1日	100		<table border="1"> <tr><td>ふれあい調理室</td><td>1,260</td><td>1,570</td><td>1,890</td><td>3,780</td></tr> <tr><td>ふれあい研修室A</td><td>630</td><td>730</td><td>840</td><td>1,680</td></tr> <tr><td>ふれあい研修室B</td><td>1,050</td><td>1,260</td><td>1,570</td><td>3,150</td></tr> <tr><td>舞台</td><td>420</td><td>520</td><td>630</td><td>1,260</td></tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 11月1日から4月末日までは、暖房料として規定料金に100分の30を加算する。 営利又は営業を目的とする場合は、規定料金に100分の50(販売を伴う場合は100分の100)を加算する。 営利を伴うもので入場料、会費又は名称のいかんを問わずこれに類するものを徴収するときは、次の区分により規定料金に加算する。 入場料、会費等が500円未満のとき 100分の50 入場料、会費等が500円以上1,000円まで 100分の100 入場料、会費等が1,000円を超えるとき 100分の150 忠類村民以外の使用については、上記により計算された額に100分の100を加算する。 加算額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 使用料は、許可書の交付を受けた後、速やかに納入しなければならない。 	ふれあい調理室	1,260	1,570	1,890	3,780	ふれあい研修室A	630	730	840	1,680	ふれあい研修室B	1,050	1,260	1,570	3,150	舞台	420	520	630	1,260	
J	2,000,001円～2,100,000円	30,000円																																																																												
K	2,100,001円～2,200,000円	35,000円																																																																												
L	2,200,001円～2,300,000円	40,000円																																																																												
M	2,300,001円～2,400,000円	45,000円																																																																												
N	2,400,001円以上	50,000円																																																																												
区分	利用料(円)	備考																																																																												
単身者	9,000																																																																													
夫婦世帯等	15,000																																																																													
各部屋の電気料	実費額	各部屋のメーター器による																																																																												
区分	単位	利用料(円)	備考																																																																											
給食費	1食	400																																																																												
区分	単位	利用料(円)	備考																																																																											
基本料金	1日	7,940																																																																												
給食費	1食	400																																																																												
日常生活品費	1日	100																																																																												
教養娯楽費	1日	100																																																																												
ふれあい調理室	1,260	1,570	1,890	3,780																																																																										
ふれあい研修室A	630	730	840	1,680																																																																										
ふれあい研修室B	1,050	1,260	1,570	3,150																																																																										
舞台	420	520	630	1,260																																																																										
	<p>更別憩いの家</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分 夏/ 冬の 別</th> <th colspan="4">和室</th> <th colspan="4">会議室</th> </tr> <tr> <th>午前 (9～ 12時)</th> <th>午後 (13～ 17時)</th> <th>夜間 (18～ 22時)</th> <th>1日 (9～ 22時)</th> <th>午前 (9～ 12時)</th> <th>午後 (13～ 17時)</th> <th>夜間 (18～ 22時)</th> <th>1日 (9～22 時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設名	区分 夏/ 冬の 別	和室				会議室				午前 (9～ 12時)	午後 (13～ 17時)	夜間 (18～ 22時)	1日 (9～ 22時)	午前 (9～ 12時)	午後 (13～ 17時)	夜間 (18～ 22時)	1日 (9～22 時)																																																											
施設名	区分 夏/ 冬の 別			和室				会議室																																																																						
		午前 (9～ 12時)	午後 (13～ 17時)	夜間 (18～ 22時)	1日 (9～ 22時)	午前 (9～ 12時)	午後 (13～ 17時)	夜間 (18～ 22時)	1日 (9～22 時)																																																																					

更別憩の家	夏 (5~10月)	1,200	1,400	1,600	3,200	4,600	5,500	6,400	12,800
	冬 (11~4月)	1,400	1,600	1,900	3,800	5,500	6,600	7,600	15,300

備考

- 葬儀(通夜及び告別式)に使用する場合は夜間を超え、引き続き翌日まで使用するときは、それぞれの使用区分の料金のほか、夜間料金の同額を加えて算定し、物故者が更別村弔慰条例(昭和42年条例第12号)第3条に規定する弔慰を受けることができる場合は、その算定した額の2分の1の額を減額した額とする。
- 使用者が営利を目的として使用する場合は、上記料金の3倍の額を徴収することができる。

幕別町墓地

墓地名	単位	金額
幕別墓地	1㎡に付	4,000円
札内	"	第1区 1,200 第2区 3,000 第3区 4,000
糠内	"	600
相川	"	700
軍岡	"	400
千住	"	700
稲志別	"	700
南勢	"	300
途別	"	300
古舞	"	300

備考 使用料は1回限りとし、永久使用とする。

更別村墓地

名称	区分	1区画の面積	使用料(単位 円)			適要
			1区画	2区画	4区画	
更別墓地	一般墓地 1等地	4.95㎡(1.5坪)	5,000	10,000	20,000	墓地内中央通路の側近から1列目
		14.52㎡(4.4坪)	15,000			
	2等地	4.95㎡(1.5坪)	3,500	7,000	14,000	墓地内中央通路の側近から2列目、3列目、4列目
		14.52㎡(4.4坪)	10,500			
	等外地	4.95㎡(1.5坪)	無料			墓地内中央通路の側近から3列目の250番
	無縁墓地	4.95㎡(1.5坪)	無料			墓地内中央通路の側近から4列目の249番
上更別墓地	一般墓地 2等地	21.0㎡(6.3坪)又は22.5㎡(6.8坪)	3,500	7,000		等外地及び69番、70番を除く全区画
	等外地	5.73㎡(1.7坪)	無料			等外地3番から13番までの全区画

忠類村白銀霊園

使用料	管理料
第1墓地 5,000円	1年につき 3,000円
第2墓地 7,000円	
<ol style="list-style-type: none"> 各料金とも1区画の金額である。 使用料は永代使用料である。 使用料の第1墓地とは、霊園中央道路の左側、第2墓地とは、その右側をいう。 	

幕別町葬斎場

区分	使用料		備考
	町内住民	町外住民	
6歳未満	3,000円	4,500円	死産児を含む
6歳以上15歳未満	6,000円	9,000円	
15歳以上	8,000円	12,000円	
その他	1,000円	1,500円	外科等の手術により摘出した内臓等(1体につき) 胞衣及び産わい物(産婦1人につき) 人体の一部

更別村火葬場

・ 村内に住所を有する者の場合 無料

・ 村内に住所を有しない者の場合

区分	使用料金
満15歳以上	5,000円
満15歳未満(死たい児を含む。)	3,000円

南十勝3町村複合事務組合火葬場による

幕別ふるさと味覚工房

(使用料)

第3条 味覚工房を使用しようとする者は、使用料を納めなければならない。

2 使用料の額は、1日につき4,000円とする。ただし、10月1日から翌年4月末日までの間は暖房料として3割を加算する。

3 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

更別村ふるさと館

(単位 円)

区分	夏/冬の別	使用料				備考
		午前	午後	夜間	1日	
大会議室	夏	4,000	4,800	5,600	11,200	
	冬	4,800	5,700	6,700	13,400	
和室	夏	2,900	3,400	4,000	8,000	
	冬	3,400	4,000	4,800	9,600	
情報研修室	夏	2,900	3,400		6,300	
	冬	3,400	4,000		7,400	
食品加工研修室	夏				1人 500	
	冬					
屋内広場	夏	14,700	17,600	20,500	41,000	
	冬	17,600	21,100	24,600	49,200	
屋内ステージ	夏	3,000	4,000	4,000	11,000	
	冬	3,600	4,800	4,800	13,200	
屋外ステージ	夏	800	900	1,200	2,400	
	冬					

(注)

- (1) 夏冬の期間区分は次のとおりとする。
夏 5月から10月まで
冬 11月から4月まで
- (2) 使用時間の区分は次のとおりとする。
午前 9時から12時まで
午後 13時から17時まで
夜間 18時から22時まで
1日 9時から22時まで
- (3) 使用者が営利を目的として使用する場合は、上記料金の3倍の額を徴収することができる。
- (4) 使用時間の延長の使用料は、1日当りの使用料に7分の2又は11分の2を乗じて得た額を1時間当りの額(100円未満切

(5) 屋内広場は、2分割して使用することができる。この場合の使用料は該当使用料の2分の1(100円未満切り捨て)とする。
 (6) ピアノの調律は、原則として使用者において行うものとする。

幕別町農業担い手支援センター

施設使用料

区 分		使 用 料		
		午 前	午 後	全 日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
研修室(1・2共通)	基本使用料	900円	1,200円	1,800円
	暖房加算	450円	600円	900円
パソコン研修室	基本使用料	2,100円	2,800円	4,200円
	暖房加算	450円	600円	900円
	冷房加算	450円	600円	900円
和室(1・2・3共通、別表2に掲げる場合を除く。)	基本使用料	300円	400円	600円
	暖房加算	150円	200円	300円

備考

- 商業活動の目的で使用する場合の使用料は、基本使用料の5割(販売を伴う場合は10割)を加算する。
- 営利を伴うもので、入場料、会費等を徴収する場合の使用料は、次のとおり加算する。
 - 3,000円以下の場合 基本使用料の5割
 - 3,000円を超える場合 基本使用料の10割
- 前項の場合において、入場料、会費等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額とする。
- 暖房加算又は冷房加算は、暖房又は冷房を利用した場合に、基本使用料に加算して徴するものとする。

宿泊室等の使用料

区 分	月額使用料	備 考
家族用宿泊室	11,000円	月の使用日数が15日未満のときは、1日に付き400円とする。
単身者用宿泊室	7,000円	月の使用日数が15日未満のときは、1日に付き250円とする。

<p>和室（1・2・3 共通、農業短期研修生（農業を研修する目的で幕別町に滞在している者又は滞在予定の者で研修期間が1年未満の者をいう。）が使用する場合に限る。）</p> <p>4,000円（11月から翌年の4月までの期間は6,000円）</p> <p>月の使用日数が15日未満のときは、1日に付き150円（11月から翌年4月までの期間は200円）とする。</p>																																			
<p>幕別町農業担い手会館 （使用料） 第3条 使用者は、第1条の目的以外に使用する場合は、あらかじめ使用料を納付しなければならない。 2 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例（昭和45年条例第29号）第6条第1項の規定は、前項の使用料の額について準用する。</p> <p>幕別町集落センター （使用料） 第3条 使用者は、第1条の目的以外に使用する場合は、あらかじめ使用料を納入しなければならない。 2 使用料の額は、幕別町近隣センター設置及び管理に関する条例（昭和45年条例第29号）第6条第1項の規定を準用する。</p>																																			
<p>幕別町育成牧場</p> <table border="1" data-bbox="273 1339 979 1864"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>単位</th> <th>家畜の種類</th> <th>月（年）令区分</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放牧</td> <td rowspan="3">1日1頭当たり</td> <td rowspan="3">乳用雌牛 肉用雌牛</td> <td>6ヶ月以上12ヶ月未満</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>12ヶ月以上18ヶ月未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>18ヶ月以上</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">舎飼</td> <td rowspan="3">"</td> <td rowspan="3">農用雌馬 仔馬</td> <td>当歳馬</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>2歳馬</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>成馬</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">舎飼</td> <td rowspan="3">"</td> <td rowspan="3">乳用雌牛 肉用雌牛</td> <td>6ヶ月以上12ヶ月未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>12ヶ月以上18ヶ月未満</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>18ヶ月以上</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	単位	家畜の種類	月（年）令区分	使用料の額	放牧	1日1頭当たり	乳用雌牛 肉用雌牛	6ヶ月以上12ヶ月未満	170円	12ヶ月以上18ヶ月未満	200円	18ヶ月以上	230円	舎飼	"	農用雌馬 仔馬	当歳馬	90円	2歳馬	180円	成馬	230円	舎飼	"	乳用雌牛 肉用雌牛	6ヶ月以上12ヶ月未満	500円	12ヶ月以上18ヶ月未満	600円	18ヶ月以上	700円	<p>更別村営牧場 （使用料） 第5条 村営牧場を利用するものは、1頭1日に付、村内者230円、村外者250円の使用料を納めなければならない。ただし、人工授精実施牛は、年間1頭に付2,060円の捕獲料を別に納めなければならない。 （使用料の特例） 第5条の2 村長は、特に必要と認めるときは前条の使用料を減額することができる。</p>	<p>忠類村営放牧利用施設 （使用料等） 第4条 放牧施設を利用する者は、次に掲げる使用料を納めなければならない。 1頭1日につき 240円 人工受精取扱 1頭 2,000円 村長は、特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p>	<p>舎飼及び種付は、現在行っていない。</p>
使用区分	単位	家畜の種類	月（年）令区分	使用料の額																															
放牧	1日1頭当たり	乳用雌牛 肉用雌牛	6ヶ月以上12ヶ月未満	170円																															
			12ヶ月以上18ヶ月未満	200円																															
			18ヶ月以上	230円																															
舎飼	"	農用雌馬 仔馬	当歳馬	90円																															
			2歳馬	180円																															
			成馬	230円																															
舎飼	"	乳用雌牛 肉用雌牛	6ヶ月以上12ヶ月未満	500円																															
			12ヶ月以上18ヶ月未満	600円																															
			18ヶ月以上	700円																															

<p>1 町外居住者の使用料はそれぞれ2割増の金額とする。 2 使用料は、入牧(入舎)時の月 年 令をもって算定する。 3 入牧中における受精牛の引付けをした場合は、使用料のほかに、1頭につき2,000円を納めなければならない。 4 肉用雌牛が、生後6ヶ月未満の子牛を伴って利用した場合の使用料は、1日につき50円を加算する。</p> <p>別表第3(第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="270 451 985 583"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>種畜種類</th> <th>使用料の額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種付</td> <td>1頭当り</td> <td>黒毛和種</td> <td>5,000円</td> <td>種付は妊娠までとし有効期限は1年とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 授精家畜を預託した場合は、使用料のほかに1日700円の預託料を加算する。</p>	区分	単位	種畜種類	使用料の額	摘要	種付	1頭当り	黒毛和種	5,000円	種付は妊娠までとし有効期限は1年とする。																																																								
区分	単位	種畜種類	使用料の額	摘要																																																														
種付	1頭当り	黒毛和種	5,000円	種付は妊娠までとし有効期限は1年とする。																																																														
<p>札内勤労者福祉会館 (使用料) 第6条 使用者は、別に定める勤労者団体及び公共的団体が使用する場合を除き、あらかじめ使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、町長が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。 3 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例(昭和45年条例第29号)第6条第1項の規定は、第1項の使用料の額について準用する。</p>	<p>更別村勤労者会館 (使用料) 第7条 勤労者会館の使用料は、無料とする。ただし、勤労者以外の者が前条の規定により許可を受け使用するときは、別表により使用料を徴収する。 第8条 村長は、公益上その他特に必要と認めるときは、前条ただし書の使用料を免除することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1012 982 1765 1446"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">夏/冬の別</th> <th colspan="4">使用料金(円)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>1日間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研修室</td> <td>夏</td> <td>2,900</td> <td>3,400</td> <td>4,000</td> <td>8,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>3,400</td> <td>4,000</td> <td>4,800</td> <td>9,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td>夏</td> <td>2,900</td> <td>3,400</td> <td>4,000</td> <td>8,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>3,400</td> <td>4,000</td> <td>4,800</td> <td>9,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和室A</td> <td>夏</td> <td>1,200</td> <td>1,400</td> <td>1,600</td> <td>3,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>1,400</td> <td>1,600</td> <td>1,900</td> <td>3,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和室B</td> <td>夏</td> <td>1,700</td> <td>2,000</td> <td>2,300</td> <td>4,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>2,000</td> <td>2,400</td> <td>2,700</td> <td>5,500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (1) 夏冬の期間区分は、次のとおりとする。 夏 5月から10月までの間 冬 11月から4月までの間 (2) 使用時間は、次のとおりとする。 午前 9時~12時 夜間 18時~22時 午後 13時~17時 1日 9時~22時 (3) 使用者が営利を目的として使用する場合は、上記料金の3倍の額を徴収することができる。</p>	区分	夏/冬の別	使用料金(円)				備考	午前	午後	夜間	1日間	研修室	夏	2,900	3,400	4,000	8,000		冬	3,400	4,000	4,800	9,600		会議室	夏	2,900	3,400	4,000	8,000		冬	3,400	4,000	4,800	9,600		和室A	夏	1,200	1,400	1,600	3,200		冬	1,400	1,600	1,900	3,800		和室B	夏	1,700	2,000	2,300	4,600		冬	2,000	2,400	2,700	5,500			
区分	夏/冬の別			使用料金(円)					備考																																																									
		午前	午後	夜間	1日間																																																													
研修室	夏	2,900	3,400	4,000	8,000																																																													
	冬	3,400	4,000	4,800	9,600																																																													
会議室	夏	2,900	3,400	4,000	8,000																																																													
	冬	3,400	4,000	4,800	9,600																																																													
和室A	夏	1,200	1,400	1,600	3,200																																																													
	冬	1,400	1,600	1,900	3,800																																																													
和室B	夏	1,700	2,000	2,300	4,600																																																													
	冬	2,000	2,400	2,700	5,500																																																													
<p>明野ヶ丘スキー場</p> <p>スキー場リフト使用料</p>		<p>忠類村白銀台スキー場</p> <p>(1) リフト使用料</p>																																																																

区分	1 回 券		回数券 (11回券)		半 日 券	
	大人	小人	大人	小人	大人	小人
金額	100円	60円	1,000円	600円	1,500円	900円

(高校生以上は、大人料金とする。)

区分	1 回券		回数券 (13回券)		3 時間券		5 時間券		30 日券		ナイター 30 日券		シーズン 券	
	大人	小人・シニア	大人	小人・シニア	大人	小人・シニア	大人	小人・シニア	大人	小人・シニア	大人	小人・シニア	大人	小人・シニア
金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200	120	2,000	1,200	1,200	700	1,600	900	10,000	6,000	12,000	7,200	30,000	18,000

備考

- 1 小人とは、中学生以下とする。
- 2 シニアとは、60歳以上とする。
- 3 30日券のリフト使用時間は、午後4時30分までとし、ナイター30日券は、午後4時30分以降とする。

(2) 宿泊ロッジ使用料

区分	使用人数	3 人	4 人	5 人以上	摘要
	大人(宿泊1人1夜につき)	円 2,060	円 1,850	円 1,640	(1) 幼児以下は無料とする。 (2) 11月から4月の間は、1泊1人300円の暖房料を加算する。
	小人(小学生以下・宿泊1人1夜につき)	円 1,030	円 920	円 820	
	日帰り利用(1棟当たり)	2,000円			

(3) コインロッカー使用料 1回 100円

さらべつカントリーパーク

有料施設	単位	使用料	摘要
オートキヤンプ場	管理費 1人1泊又は1日につき	1,200円	商品の宣伝、展示及び販売その他営利の目的の伴う利用の場合は、当該額の100分の250に相当する額の範囲内の額を加算することができる。
	テントサイト 1台又はテント1張1泊又は1日につき	4,000円	

アルコ236

利用料金の範囲(上限額)

1 宿泊料

区分	利用人員	利用者	利用料金
洋室	1人	大人	6,500円
		小学生	4,500円
和室	1人	大人	6,500円
		小学生	4,500円

	コテージ及びこれに類するもの	1棟又は1台1泊又は1日につき	18,000円
コミュニティハウス	研修室	1時間につき	1,200円
	無煙ロースター	1回2時間1テーブルにつき	1,500円
パークゴルフ場	個人1日につき	小中学生	100円
		高校生以上	200円
	団体(30以上)1日につき	小中学生	50円
		高校生以上	150円
シーズン券	高校生以上	4,800円	
センターハウス	シャワー	1回につき	200円
	コインランドリー	1回につき	400円
住宅	管理用住宅	1ヶ月につき	更別村有住宅管理規則(平成3年更別村規則第8号)第4条(住宅使用料の算定)及び同規則第5条(経過年数による基準住宅料の額の調整)の規定を準用する。

第8条

2 管理受託者が定める利用料については、あらかじめ村長の承認を受けて定めなければならない。この場合において、利用料の額は、別表に定める金額の範囲内でなければならない。

和洋室	1人	大人	8,000円
		小学生	5,500円

備考

- (1) 宿泊料及び暖房料は、それぞれ1夜についての料金とする。
- (2) 宿泊料には、食事料を含まないものとする。
- (3) 11月から翌年4月までの間に利用した場合は、暖房料として1人につき300円を当該宿泊料に加算する。
- (4) 6歳未満の乳幼児については、無料とする。ただし、独立して寝具を利用する場合の利用料金は、1夜につき寝具一組2,000円とする。
- (5) 時間を超えて客室を利用する場合は、宿泊超過料を施設利用料に準じて当該宿泊料に加算する。
- (6) 団体宿泊料及び入浴料等は、規則で定める。

2 施設利用料

使用時間	午前9時以前1時間につき	午前9時から午後1時まで1時間につき	午後1時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき	午後9時以降1時間につき	全日(午前9時から午後9時まで)
第1研修室	1,500円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円	10,000円
第2研修室	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	7,000円
第3研修室	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	7,000円
客室	700円	500円	700円	1,000円	1,200円	5,000円

備考

- (1) 午前9時以前の1時間当たりの利用料金は、午前7時からとし、午後9時以後の1時間当たりの利用料金は、翌日の午前7時までとする。
- (2) 11月から翌年4月までの間に利用した場合の利用料金は、暖房料として一室につき300円を加算した額とする。
- (3) 宿泊者が、会議、研修等で施設を利用する場合は無料とする。
- (4) 入場料、会費等を徴する営利的又は営利を目的として利用する場合の利用料金は、当該利用料金に100分の150を加算した額とする。

別表(第3条関係)

1 利用料金の範囲(上限)

(1) 団体宿泊料

区分	利用者	利用料金
洋室	大人	6,300円
	小学生	4,500円
和室	大人	6,300円
	小学生	4,500円

		<table border="1"> <tr> <td>和洋室</td> <td>大人</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学生</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(2) 入浴料</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>入浴料</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>430円</td> <td rowspan="2">宿泊の伴わない場合</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">2 奉仕料</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td colspan="2">料金</td> </tr> <tr> <td>宿泊及び配膳等に伴う奉仕料</td> <td colspan="2">各料金の10%</td> </tr> </table>	和洋室	大人	8,100円		小学生	5,400円	(2) 入浴料			区分	入浴料	摘要	大人	430円	宿泊の伴わない場合	小学生	250円	2 奉仕料			区分	料金		宿泊及び配膳等に伴う奉仕料	各料金の10%																																																				
和洋室	大人	8,100円																																																																													
	小学生	5,400円																																																																													
(2) 入浴料																																																																															
区分	入浴料	摘要																																																																													
大人	430円	宿泊の伴わない場合																																																																													
小学生	250円																																																																														
2 奉仕料																																																																															
区分	料金																																																																														
宿泊及び配膳等に伴う奉仕料	各料金の10%																																																																														
	<p>更別村農村環境改善センター</p> <p>(使用料) 第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)で本条例の設置目的以外の使用をするものは、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>(使用料の免除) 第8条 村長は、公益上特に必要と認めるときは、前条に定める使用料を免除することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">夏/冬の別</th> <th colspan="4">使用料金(円)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研修室B(和室)</td> <td>夏</td> <td>2,900</td> <td>3,400</td> <td>4,000</td> <td>8,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>3,400</td> <td>4,000</td> <td>4,800</td> <td>9,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">視聴覚室</td> <td>夏</td> <td>4,000</td> <td>4,800</td> <td>5,600</td> <td>11,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>4,800</td> <td>5,700</td> <td>6,700</td> <td>13,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">料理実習室</td> <td>夏</td> <td>4,300</td> <td>5,100</td> <td>6,000</td> <td>12,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>5,100</td> <td>6,100</td> <td>7,200</td> <td>14,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">創作実習室</td> <td>夏</td> <td>4,300</td> <td>5,100</td> <td>6,000</td> <td>12,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>5,100</td> <td>6,100</td> <td>7,200</td> <td>14,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修室C</td> <td>夏</td> <td>4,000</td> <td>4,800</td> <td>5,600</td> <td>11,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>4,800</td> <td>5,700</td> <td>6,700</td> <td>13,400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (1) 夏冬の期間区分は次のとおりとする。 夏 5月から10月までの間 冬 11月から4月までの間 (2) 使用時間は次のとおりとする。 午前 9時～12時 夜間 18時～22時 午後 13時～17時 1日 9時～22時 (3) 使用者が営利を目的として使用する場合は、上記料金の3</p>	区分	夏/冬の別	使用料金(円)				備考	午前	午後	夜間	1日	研修室B(和室)	夏	2,900	3,400	4,000	8,000		冬	3,400	4,000	4,800	9,600		視聴覚室	夏	4,000	4,800	5,600	11,200		冬	4,800	5,700	6,700	13,400		料理実習室	夏	4,300	5,100	6,000	12,000		冬	5,100	6,100	7,200	14,400		創作実習室	夏	4,300	5,100	6,000	12,000		冬	5,100	6,100	7,200	14,400		研修室C	夏	4,000	4,800	5,600	11,200		冬	4,800	5,700	6,700	13,400			
区分	夏/冬の別			使用料金(円)					備考																																																																						
		午前	午後	夜間	1日																																																																										
研修室B(和室)	夏	2,900	3,400	4,000	8,000																																																																										
	冬	3,400	4,000	4,800	9,600																																																																										
視聴覚室	夏	4,000	4,800	5,600	11,200																																																																										
	冬	4,800	5,700	6,700	13,400																																																																										
料理実習室	夏	4,300	5,100	6,000	12,000																																																																										
	冬	5,100	6,100	7,200	14,400																																																																										
創作実習室	夏	4,300	5,100	6,000	12,000																																																																										
	冬	5,100	6,100	7,200	14,400																																																																										
研修室C	夏	4,000	4,800	5,600	11,200																																																																										
	冬	4,800	5,700	6,700	13,400																																																																										

幕別町少年自然の家																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿泊研修</td> <td>児童生徒及び少年団体等</td> <td>1人1泊</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊を伴わない研修</td> <td>児童生徒及び少年団体等</td> <td rowspan="2">1人1日</td> <td>200円</td> <td>午前9時～午後1時迄 100円 午後1時～午後5時迄 100円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>300円</td> <td>午前9時～午後1時迄 150円 午後1時～午後5時迄 150円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料		備考	単位	金額	宿泊研修	児童生徒及び少年団体等	1人1泊	300円		その他		500円		宿泊を伴わない研修	児童生徒及び少年団体等	1人1日	200円	午前9時～午後1時迄 100円 午後1時～午後5時迄 100円	その他	300円	午前9時～午後1時迄 150円 午後1時～午後5時迄 150円																						
区分	使用料		備考																																											
	単位	金額																																												
宿泊研修	児童生徒及び少年団体等	1人1泊	300円																																											
	その他		500円																																											
宿泊を伴わない研修	児童生徒及び少年団体等	1人1日	200円	午前9時～午後1時迄 100円 午後1時～午後5時迄 100円																																										
	その他		300円	午前9時～午後1時迄 150円 午後1時～午後5時迄 150円																																										
<p>働く婦人の家 (利用料金)</p> <p>第9条 働く婦人の家の利用料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第5条第1項第1号の利用者 無料</p> <p>(2) 第5条第1項第2号の利用者 別表に定める額</p> <p>2 働く婦人の家の利用の許可を受けたものは、前項の利用料金を許可の際納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があるときは、これを減免することができる。</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1階</td> <td>第1講習室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2講習室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2階</td> <td>第1和室</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2和室</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学童学習室</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>800</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	午前	午後	夜間	備考	1階	第1講習室	800	800	1,600		第2講習室	600	600	1,200		軽運動室	600	600	1,200		料理実習室	1,000	1,000	2,000		2階	第1和室	400	400	800		第2和室	400	400	800		学童学習室	400	400	800				
区分	午前	午後	夜間	備考																																										
1階	第1講習室	800	800	1,600																																										
	第2講習室	600	600	1,200																																										
	軽運動室	600	600	1,200																																										
	料理実習室	1,000	1,000	2,000																																										
2階	第1和室	400	400	800																																										
	第2和室	400	400	800																																										
	学童学習室	400	400	800																																										
<p>幕別町百年記念ホール</p> <p>別表1(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料(円)																																											
区分	使用料(円)																																													

			午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時 から午後 10時まで
研 修 集 会 室	学習室 1	基本 使用 料	900円	1,200円	1,400円	3,100円
		暖房 加算	450円	600円	600円	1,650円
	学習室 2	基本 使用 料	1,200円	1,600円	1,900円	4,200円
		暖房 加算	600円	800円	800円	2,200円
	講 堂	基本 使用 料	2,100円	2,800円	3,300円	7,300円
		暖房 加算	1,500円	2,000円	2,000円	5,500円
	特別会議室	基本 使用 料	2,100円	2,800円	3,300円	7,300円
		暖房 加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
		冷房 加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
	音楽室	基本 使用 料	1,800円	2,400円	2,800円	6,300円
		暖房 加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
		冷房 加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
	視聴覚室	基本 使用 料	1,800円	2,400円	2,800円	6,300円
		暖房 加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
		冷房 加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円
	陶芸室	基本 使用 料	1,800円	2,400円	2,800円	6,300円
暖房 加算		750円	1,000円	1,000円	2,750円	
絵画室	基本 使用 料	1,800円	2,400円	2,800円	6,300円	
	暖房 加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円	

ホ ー ル	木工芸室	基本 使用 料	1,800円	2,400円	2,800円	6,300円				
		暖房 加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円				
	調理実習室	基本 使用 料	1,800円	2,400円	2,800円	6,300円				
		暖房 加算	750円	1,000円	1,000円	2,750円				
	茶室	基本 使用 料	600円	800円	900円	2,000円				
		暖房 加算	300円	400円	400円	1,100円				
	和室1	基本 使用 料	600円	800円	900円	2,000円				
		暖房 加算	450円	600円	600円	1,650円				
	和室2	基本 使用 料	900円	1,200円	1,400円	3,100円				
		暖房 加算	600円	800円	800円	2,200円				
	ギャラリィ	基本 使用 料	900円	1,200円	1,400円	3,100円				
		暖房 加算	1,500円	2,000円	2,000円	5,500円				
	ホール	基本 使用 料	12,000円	16,000円	19,000円	42,300円				
			暖房 加算	6,000円	8,000円	8,000円				22,000円
			冷房 加算	6,000円	8,000円	8,000円				22,000円
	ステージのみ	基本 使用 料	3,600円	4,800円	5,700円	12,600円				
			暖房 加算	3,000円	4,000円	4,000円				11,000円
			冷房 加算	3,000円	4,000円	4,000円				11,000円
出演者控室1	基本 使用 料	600円	800円	1,000円	2,000円					
		暖房 加算	300円	400円	400円	1,100円				
		冷房 加算	300円	400円	400円	1,100円				

出演者控室 2	基本 使用 料	900円	1,200円	1,400円	3,100円
	暖房 加算	450円	600円	600円	1,650円
	冷房 加算	450円	600円	600円	1,650円

備考

- 1 商業活動の目的で使用する場合は基本使用料の5割(販売を伴う場合は10割)を加算する。
- 2 営利を伴うもので、入場料、会費等を徴収する場合の使用料は次のとおり加算する。
 (1) 1,000円を超え3,000円以下の場合 基本使用料の5割
 (2) 3,000円を超える場合 基本使用料の10割
- 3 前項の場合において、入場料、会費等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額とする。
- 4 ホールにおける使用目的の前日の練習、準備等のために使用する場合は、基本使用料の5割とする。
- 5 時間区分を延長して使用することを許可された場合の当該延長時間に係る使用料は、当該延長時間1時間毎につき、当該使用の午前、午後及び夜間の基本使用料の合計額を11で除して得た額(10円未満の端数は、切り捨てるものとする。)とする。
- 6 冷房の通気期間は、7月1日から8月31日までとし、又、暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。この場合においての使用料は、基本使用料に冷房加算又は暖房加算を加算したものとする。
- 7 前項に規定する冷房及び暖房の通気期間外であっても実情に応じ必要があると認めるときは、冷房及び暖房を通気することができる。この場合においての使用料は、前項同様とする。

幕別町百年記念ホール備付物件使用料 (単位 円)

区 分	品 名	単 位	単 価	数 量	備 考
学 習 室 1	電動スクリーン100インチ	1式	200	1式	
	レクチャー卓SP付	1台	200	1台	
学 習 室 2	電動スクリーン100インチ	1式	200	1式	
	学習室操作卓	1式	300	1台	学習室1と共用
講 堂	電動ステージ	1台	300	1台	
	講演台(花台付)	1式	200	1台	
	司会者用演台	1台	100	1台	
	サスペンションライト	1式	200	4列	

		ミラーボール	1台	200	1台	
		講堂操作卓	1式	300	1台	
		ビデオプロジェクター	1台	500	1台	
		オーバーヘッドカメラ	1台	200	1台	
		電動スクリーン 200インチ	1式	400	1式	
	特別会議室	ビデオプロジェクター	1台	500	1台	
		特別会議室操作装置	1式	300	1式	
		電動スクリーン 100インチ	1式	200	1式	
	音楽室	ピアノ(グランド日本製)	1台	1,500	1台	
		音楽室操作卓	1式	300	1台	
		音響調整卓	1式	300	1台	
		マイクロホン	1本	500	3本	音楽専用
	視聴覚室	ビデオプロジェクター	1式	500	1台	
		16ミリ映写機 550w クセノン	1台	2,000	1台	
		オーバーヘッドカメラ	1式	200	1台	
		スライドTVコンバーター	1式	200	1台	
		視聴覚室操作卓	1式	300	1台	
		ビデオ編集卓	1式	600	1台	
		電動スクリーン 100インチ	1式	200	1式	
	陶芸室	電気陶芸窯 25KW	1台	2,500	1台	
		電気陶芸窯 10KW	1台	1,000	1台	
		七宝電気炉 1KW	1台	400	1台	
	絵画室					
	木工芸室	木工工作機器一式(8点)	1式	1,200	1式	

ホ ー ル	調理実習室	調理実習室 操作卓	1式	300	1台		
	茶室						
	和室2	和室操作卓	1式	300	1台		
	ギャラリー						
	舞台関係	スクリーン 装置		1式	500	1式	
		反射板(天 井反射板ラ イト含)		1式	3,000	1式(4 枚)	
		所作台		1式	3,000	25台	
		花所作台 (1台・変 1台)		1式	500	上手・ 下手各 1式	
		仮設鳥屋囲		1式	500	上手・ 下手各 1式	
		平台		1台	100	各 種 計60台	木台50含 む
		開き足		1脚	50	56脚	
		箱足		1個	50	30個	
		長箱足		1個	50	8個	
		松羽目		1式	700	1式	
		竹羽目		1式	700	1式	
		金屏風		1双	1,000	1双	
		鳥ノ子屏風		1双	1,000	1双	
		大太鼓		1個	500	1個	
		演台(3点 セット)		1式	400	1式	
		司会者台		1台	100	1台	
		ヒナ段ケコ ミ		1枚	50	40枚	
		指揮者台		1台	200	1台	譜面台含 む
		譜面台(演 奏者用)		1台	50	80台	
		コントラバ ス椅子		1脚	100	6脚	
		木支木		1本	50	10本	
		金支木		1本	50	10本	
		人形立		1本	50	10本	
めくり台			1台	100	1台		
バレエ用シ ート		1式	1,000	7枚			
緋毛仙		1枚	100	10枚			
長座布団		1枚	50	10枚			
高座用座布 団		1枚	50	2枚			
地絨		1枚	300	2枚			

			紗幕	1枚	500	黒・白 各1枚	
			上敷ゴザ	1枚	100	10枚	
			国旗	1枚	50	1枚	
			町旗	1枚	50	1枚	
			ピアノ (フルコン サート外国 製)	1台	5,000	1台	
			ピアノ (セミコン サート日本 製)	1台	2,500	1台	
	映 写 関 係		16ミリ映写 機	1台	2,500	1台	
			録画装置	1式	1,000	1台	
	照 明 関 係		フットライ ト	1式	800	1列	
			花道フット ライト	1式	400	上手・ 下手 各1列	
			ローアーホリ ゾントライト	1式	2,500	1列	
			ボーダーラ イト	1列	1,000	2列	
			サスペンショ ンスポットライ ト	1列	1,500	3列	
			アッパーホリ ゾントライト	1式	2,000	1列	
			フロントサイ ドスポット	1式	2,000	上手・ 下手 1列	
			シーリングス ポットライト	1列	2,000	2列	
			プロセニウム ボーダーライ ト	1式	800	1列	
			プロセニウム サスペンショ ン	1式	800	1列	
			トーマンタ ルスポット	1式	1,000	1列	
			フォローピ ンスポット	1台	2,000	2台	
			平凸スポッ ト	1台	200	6台	
		フレネルス ポット	1台	200	10台		

			シールドピームスポット	1台	150	14台			
			エリプソイダルスポット	1台	150	4台			
			スタンド(1灯用)	1本	100	10本			
			スタンド(丸台)	1本	100	10本			
			効果器用スポット	1台	200	2台			
			効果器用スポットスタンド	1本	100	2本			
			エフェクトマシン	1台	700	1台			
			リニアエフェクトマシン	1台	700	2台			
			スライドキャリアマシン	1台	700	1台			
			芯ナシダブルマシン	1台	500	1台			
			先玉	1個	200	4個			
			ミラーボール	1台	500	1台			
			照明操作卓	1式	3,000	1台			
			持込照明設備	1KW	100				最大使用可能電源90KW
			持込電源設備	1KW	100				最大使用可能電源20KW(動力)
	音響関係		マイクロホン(ダイナミック)	1本	500	20本			
			マイクロホン(コンデンサー)	1本	500	12本			
			ワイヤレスマイク	1本	700	6本			
			三点吊マイク装置	1式	1,500	1式			
			エレベーターマイク装置	1式	1,500	1式			
			音響調整卓	1式	3,000	1台			袖調整卓含む

	<table border="1"> <tr> <td>オープンテープレコーダー卓</td> <td>1台</td> <td>500</td> <td>2台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>持込音響設備</td> <td>1KW</td> <td>100</td> <td></td> <td>最大使用可能電源上手・下手各10KW</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">その他共通</td> <td>マイク(ワイヤレス)</td> <td>1本</td> <td>400</td> <td>13本</td> </tr> <tr> <td>マイク</td> <td>1本</td> <td>400</td> <td>8本</td> </tr> <tr> <td>スライド映写機</td> <td>1台</td> <td>200</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>16mm映写機</td> <td>1台</td> <td>1,000</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>オーバーヘッドカメラ</td> <td>1台</td> <td>200</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>OHP</td> <td>1台</td> <td>200</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ビデオカメラ</td> <td>1式</td> <td>2,000</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>白布(大)</td> <td>1枚</td> <td>170</td> <td>20枚</td> </tr> <tr> <td>展示板</td> <td>1台</td> <td>100</td> <td>40枚</td> <td>移動用</td> </tr> </table> <p>〔備考〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本表の使用料は、条例別表1の午前・午後及び夜間の利用区分当たりの使用料とする。 2 条例別表1に定める全日使用の場合は、本表の使用料を3倍した額とする。 3 利用区分を延長して使用した場合の当該延長時間に係る使用料は、当該延長時間1時間毎に本表の使用料を4で除して得た額(10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。 4 ピアノの調律は、使用者の負担で行うものとする。 5 この表に掲げるもの以外の備付物件の使用料の額は、類似する付属設備の額に準じて算出した額とする。 	オープンテープレコーダー卓	1台	500	2台		持込音響設備	1KW	100		最大使用可能電源上手・下手各10KW	その他共通	マイク(ワイヤレス)	1本	400	13本	マイク	1本	400	8本	スライド映写機	1台	200	1台	16mm映写機	1台	1,000	1台	オーバーヘッドカメラ	1台	200	1台	OHP	1台	200	1台	ビデオカメラ	1式	2,000	1台	白布(大)	1枚	170	20枚	展示板	1台	100	40枚	移動用			
オープンテープレコーダー卓	1台	500	2台																																																	
持込音響設備	1KW	100		最大使用可能電源上手・下手各10KW																																																
その他共通	マイク(ワイヤレス)	1本	400	13本																																																
	マイク	1本	400	8本																																																
	スライド映写機	1台	200	1台																																																
	16mm映写機	1台	1,000	1台																																																
	オーバーヘッドカメラ	1台	200	1台																																																
	OHP	1台	200	1台																																																
	ビデオカメラ	1式	2,000	1台																																																
	白布(大)	1枚	170	20枚																																																
展示板	1台	100	40枚	移動用																																																
幕別町ふるさと館	<p>入館料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 小学校の児童及び中学校の生徒</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>2 1以外の者で15才以上の者</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：未就学の乳幼児は無料とする。</p>	区 分	料 金	1 小学校の児童及び中学校の生徒	100円	2 1以外の者で15才以上の者	200円		<p>忠類ナウマン象記念館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>一般</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">団体 (10人以上)</td> <td>一般</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 未就学の乳幼児は無料とする。</p>	区 分		入館料	個人	一般	300円	小・中学生	200円	団体 (10人以上)	一般	200円	高校生	150円	小・中学生	100円																												
区 分	料 金																																																			
1 小学校の児童及び中学校の生徒	100円																																																			
2 1以外の者で15才以上の者	200円																																																			
区 分		入館料																																																		
個人	一般	300円																																																		
	小・中学生	200円																																																		
団体 (10人以上)	一般	200円																																																		
	高校生	150円																																																		
	小・中学生	100円																																																		

幕別町スポーツセンター

施設使用料

施設区分	室名	夏 (5~10月) 冬 (11~4月) の別	使用料金(円)			
			午前 9時~ 12時	午後 13時~ 17時	夜間 18時~ 21時	1日間 9時~ 21時
札内スポーツセンター	アリーナ	夏	19,500	26,000	32,500	65,000
		冬	23,400	31,200	39,000	78,000
	トレーニング室	夏	2,100	2,800	3,500	7,000
		冬	2,520	3,360	4,200	8,400
	武道場	夏	5,000	6,000	7,000	14,000
		冬	6,000	7,200	8,400	16,800
研修室	夏	1,400	2,100	2,800	5,600	
	冬	1,680	2,520	3,360	6,720	
農業者トレーニングセンター	アリーナ	夏	15,000	20,000	25,000	50,000
		冬	18,000	24,000	30,000	60,000
	トレーニング室	夏	3,000	4,000	5,000	10,000
		冬	3,600	4,800	6,000	12,000
	会議室	夏	2,000	3,000	4,000	8,000
冬		2,400	3,600	4,800	9,600	

備考

- 1 アリーナを貸切使用する場合の金額は表に定める額を使用面積で按分した額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用者が入場料を徴収する場合その他町長が必要と認めるときは、上記料金の5倍以内の額を徴収することができる。

更別村農業者トレーニングセンター

夏/冬の別	使用料金(円)			
	午前	午後	夜間	1日
夏	9,200	11,000	12,800	25,600
冬	11,000	13,200	15,300	30,700

(注)

- (1) 夏冬の期間区分は次のとおりとする。
夏 5月から10月までの間
冬 11月から4月までの間
- (2) 使用時間は次のとおりとする。
午前 9時~12時 夜間 18時~22時
午後 13時~17時 1日 9時~22時
- (3) 使用者が営利を目的として使用する場合は、上記料金の3倍の額を徴収することができる。

忠類村体育館

区分	夏期		冬期		備考
	昼間	夜間	昼間	夜間	
使用料	円 610	円 820	円 1,030	円 1,230	
暖房料	附属暖房設備を使用する場合30分又はその端数ごとに720円				

総合健康増進システム及び各種健康増進機器使用料			
区 分	使 用 料 金 (円)		
	町民が使用する場合	町民以外が使用する 場合	
総合健康増進システム	1回当たり 300	1回当たり	1,000
各種健康増進機器	無 料	1回当たり	500

幕別町武道館

室 名	夏・冬 別	使用料金 (円)				備 考
		午 前	午 後	夜 間	1日 間	
武道場	夏	6,500	7,800	9,100	18,300	
	冬	7,800	9,400	11,000	22,000	

備考
1 夏冬の期間区分は、次のとおりとする。
夏 5月から10月までの間
冬 11月から4月までの間
2 使用料金の区分は、次のとおりとする。
午前 9時～12時 午後 13時～17時
夜間 18時～21時 1日間 9時～21時
3 使用者が入場料を徴収する場合その他町長が必要と認めるときは、上記料金の5倍以内の額を徴収することができる。

更別村柔剣道場

夏/冬の別	使用料金 (円)			
	午前	午後	夜間	1日
夏	5,200	6,200	7,200	14,400
冬	6,200	7,400	8,600	17,200

(注)
(1) 夏冬の期間区分は次のとおりとする。
夏 5月から10月までの間
冬 11月から4月までの間
(2) 使用時間は次のとおりとする。
午前 9時～12時 夜間 18時～22時
午後 13時～17時 1日 9時～22時
(3) 使用者が営利を目的として使用する場合は、上記料金の3倍の額を徴収することができる。

陸上競技場
別表第2 (第3条関係)
陸上競技場使用料

区 分		使用料	適 用
競技場使用	全 部	1日につき	8,000円
		半日につき	4,000円
	トラック	1日につき	5,000円
		半日につき	3,000円
	フィールド	1日につき	5,000円
		半日につき	3,000円
付属施設使用	放送設備	1日につき	2,000円
		半日につき	1,000円
	会 議 室	1日につき	200円
		半日につき	100円

備考
1 町民の使用は、無料とする。
2 1日とは、使用時間が5時間以上の場合、半日とは、使用

<p>時間が5時間未満の場合をいう。</p> <p>3 使用者が入場料を徴収する場合、その他町長が必要と認めるときは、上記料金の5倍以内の額を徴収することができる。</p>																								
<p>運動公園野球場</p> <p>野球場使用料</p> <table border="1" data-bbox="270 491 982 726"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>使 用 料</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">野 球 場 使 用</td> <td rowspan="3">全 部</td> <td>1日につき</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>半日につき</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">付 属 設 備 使 用</td> <td rowspan="3">放 送 設 備</td> <td>1日につき</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>半日につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間につき</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 町民の使用は、無料とする。</p> <p>2 1日とは、使用時間が5時間以上の場合、半日とは、使用時間が5時間未満の場合をいう。</p> <p>3 使用者が入場料を徴収する場合、その他町長が必要と認めるときは、上記料金の5倍以内の額を徴収することができる。</p>	区 分		使 用 料	摘 要	野 球 場 使 用	全 部	1日につき	8,000円	半日につき	4,000円	1時間につき	1,000円	付 属 設 備 使 用	放 送 設 備	1日につき	2,000円	半日につき	1,000円	1時間につき	250円				
区 分		使 用 料	摘 要																					
野 球 場 使 用	全 部	1日につき	8,000円																					
		半日につき	4,000円																					
		1時間につき	1,000円																					
付 属 設 備 使 用	放 送 設 備	1日につき	2,000円																					
		半日につき	1,000円																					
		1時間につき	250円																					
	<p>更別村コミュニティプール</p> <p>村民以外の徴収使用料</p> <table border="1" data-bbox="1012 1087 1754 1308"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">1日</th> <th colspan="2">専用</th> </tr> <tr> <th>1コース</th> <th>25mプール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生</td> <td>200円</td> <td>1時間につき 250円</td> <td>1時間につき</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>300円</td> <td></td> <td>1,750円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料			1日	専用		1コース	25mプール	高校生	200円	1時間につき 250円	1時間につき	大人	300円		1,750円						
区分	使用料																							
	1日		専用																					
		1コース	25mプール																					
高校生	200円	1時間につき 250円	1時間につき																					
大人	300円		1,750円																					
	<p>有料パークゴルフ場</p> <table border="1" data-bbox="1012 1402 1754 1602"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料金(円)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>小中学生</th> <th>高校生以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プラムカ ントリバ ークゴル フ場</td> <td>個人(1日)</td> <td>100</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体(1日)</td> <td>50</td> <td>200</td> <td>30名以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シーズン券</td> <td></td> <td>7,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>さらべつカントリーパークパークゴルフ場の規定は、P17に記載</p>	施設の名称	区分	使用料金(円)		備考	小中学生	高校生以上	プラムカ ントリバ ークゴル フ場	個人(1日)	100	300		団体(1日)	50	200	30名以上		シーズン券		7,000			
施設の名称	区分			使用料金(円)			備考																	
		小中学生	高校生以上																					
プラムカ ントリバ ークゴル フ場	個人(1日)	100	300																					
	団体(1日)	50	200	30名以上																				
	シーズン券		7,000																					
<p>幕別町公営住宅</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第15条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の</p>	<p>更別村営住宅</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 村営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条に</p>	<p>忠類村営住宅</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 村営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条に</p>																						

<p>住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p>	<p>おいて同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、村営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該村営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p>	<p>おいて同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、村営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該村営住宅の家賃は近傍同種の家賃とする。</p>																																																																											
<p>幕別町特定公共賃貸住宅</p> <p>(家賃の決定及び変更)</p> <p>第11条 特公賃住宅の家賃は、近傍同種の特公賃住宅又は民間賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう町長が定めるものとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="243 779 982 1096"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>団地名</th> <th>住宅の種類</th> <th>構造・規模</th> <th>戸数</th> <th>月額家賃</th> <th>入居者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成6年度</td> <td>緑町団地</td> <td>単身者住宅</td> <td>1DK中耐 35.85㎡</td> <td>12戸</td> <td>47,800円</td> <td>30,200円</td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>緑町団地</td> <td>単身者住宅</td> <td>1DK中耐 40.08㎡</td> <td>6戸</td> <td>52,700円</td> <td>33,300円</td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>緑町団地</td> <td>単身者住宅</td> <td>1DK中耐 40.58㎡</td> <td>6戸</td> <td>52,700円</td> <td>33,300円</td> </tr> </tbody> </table>	建設年度	団地名	住宅の種類	構造・規模	戸数	月額家賃	入居者負担額	平成6年度	緑町団地	単身者住宅	1DK中耐 35.85㎡	12戸	47,800円	30,200円	平成9年度	緑町団地	単身者住宅	1DK中耐 40.08㎡	6戸	52,700円	33,300円	平成9年度	緑町団地	単身者住宅	1DK中耐 40.58㎡	6戸	52,700円	33,300円	<p>更別村特定公共賃貸住宅</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第12条 特公賃住宅等の毎月の家賃は、毎年度、第22条第1項の規定により認定された収入(同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。)に基づき近傍同種の家賃(同条第2項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第2項で定める家賃算定基礎額に次の各号に掲げる数値を乗じて算出した額とする。ただし、規則第1条の2別表第1に規定する曙団地200号棟を除く世帯向特公賃住宅の入居決定時又は入居決定後の家賃は、家賃算定基礎額の入居者の収入20万円を超え23万8,000円以下の場合から32万2,000円を超える場合の額で決定するものとする。</p>	<p>忠類村特定公共賃貸住宅</p> <p>(家賃の決定及び変更)</p> <p>第12条 特定公共賃貸住宅の家賃は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しない範囲内で別表第2のとおり定める。</p> <p>別表第2(第12条関係)</p> <p>住宅の家賃</p> <table border="1" data-bbox="1792 806 2543 1566"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>名称</th> <th>構造規模</th> <th>戸数</th> <th>家賃</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成3年度</td> <td>メゾンあけぼの</td> <td>木造垂鉛鉄板 葺平屋建1DK</td> <td>8戸</td> <td>18,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6年度</td> <td>メゾンさいわい</td> <td>木造垂鉛鉄板 葺平屋建1DK</td> <td>8戸</td> <td>21,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成8年度</td> <td>メゾンせせらぎ</td> <td>ブロック造平屋建1LDK</td> <td>10戸</td> <td>25,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>せせらぎ</td> <td>ブロック造平屋建3LDK</td> <td>4戸</td> <td>38,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成9年度</td> <td>メゾンせせらぎ</td> <td>ブロック造平屋建1LDK</td> <td>5戸</td> <td>25,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>せせらぎ</td> <td>ブロック造平屋建3LDK</td> <td>2戸</td> <td>39,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>栄町</td> <td>ブロック造平屋建3LDK</td> <td>4戸</td> <td>45,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建設年度	名称	構造規模	戸数	家賃	備考	平成3年度	メゾンあけぼの	木造垂鉛鉄板 葺平屋建1DK	8戸	18,000円		平成6年度	メゾンさいわい	木造垂鉛鉄板 葺平屋建1DK	8戸	21,000円		平成8年度	メゾンせせらぎ	ブロック造平屋建1LDK	10戸	25,000円		せせらぎ	ブロック造平屋建3LDK	4戸	38,000円		平成9年度	メゾンせせらぎ	ブロック造平屋建1LDK	5戸	25,000円		せせらぎ	ブロック造平屋建3LDK	2戸	39,000円		平成12年度	栄町	ブロック造平屋建3LDK	4戸	45,000円		
建設年度	団地名	住宅の種類	構造・規模	戸数	月額家賃	入居者負担額																																																																							
平成6年度	緑町団地	単身者住宅	1DK中耐 35.85㎡	12戸	47,800円	30,200円																																																																							
平成9年度	緑町団地	単身者住宅	1DK中耐 40.08㎡	6戸	52,700円	33,300円																																																																							
平成9年度	緑町団地	単身者住宅	1DK中耐 40.58㎡	6戸	52,700円	33,300円																																																																							
建設年度	名称	構造規模	戸数	家賃	備考																																																																								
平成3年度	メゾンあけぼの	木造垂鉛鉄板 葺平屋建1DK	8戸	18,000円																																																																									
平成6年度	メゾンさいわい	木造垂鉛鉄板 葺平屋建1DK	8戸	21,000円																																																																									
平成8年度	メゾンせせらぎ	ブロック造平屋建1LDK	10戸	25,000円																																																																									
	せせらぎ	ブロック造平屋建3LDK	4戸	38,000円																																																																									
平成9年度	メゾンせせらぎ	ブロック造平屋建1LDK	5戸	25,000円																																																																									
	せせらぎ	ブロック造平屋建3LDK	2戸	39,000円																																																																									
平成12年度	栄町	ブロック造平屋建3LDK	4戸	45,000円																																																																									
<p>幕別町町営住宅</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="270 1703 982 1856"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>構造・規模</th> <th>戸数</th> <th>家賃</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成6年度</td> <td>木造平家建3LDK 67.50平方メートル</td> <td>2戸</td> <td>25,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建設年度	構造・規模	戸数	家賃	備考	平成6年度	木造平家建3LDK 67.50平方メートル	2戸	25,000円																																																																				
建設年度	構造・規模	戸数	家賃	備考																																																																									
平成6年度	木造平家建3LDK 67.50平方メートル	2戸	25,000円																																																																										

平成8年度	木造平家建3LDK 67.50平方メートル	2	27,000円	
平成13年度	木造平家建3LDK 67.50平方メートル	2	29,000円	

更別村定住化促進住宅

別表第1(第2条関係)

番号	名称	建設年度	構造	1戸当り床面積 (㎡)	戸数	備考
1	定住化住宅上更別1	S50年度	木造ALC	68.04	1	
2	定住化住宅勢雄1	S54年度	木造モルタル	79.38	1	
3	定住化住宅新栄1	S54年度	コンクリートブロック造	61.25	1	1棟2戸建
4	定住化住宅新栄2	S54年度	コンクリートブロック造	61.25	1	1棟2戸建
5	定住化住宅錦1	S31年度	コンクリートブロック造2階建	77.05	1	

別表第2(第5条関係)

規格	基準面積	1平方メートル当りの基準住宅料の額	
		木造	ブロック造・鉄筋 コンクリート造
A	57平方メートル未満	208円	260円
B	57平方メートル以上 72平方メートル未満	213円	266円
C	72平方メートル以上 87平方メートル未満	214円	269円
D	87平方メートル以上 107平方メートル未満	222円	278円
E	107平方メートル以上	225円	282円

幕別町職員住宅

別表(第3条関係)

建設年度	位置	構造	1戸当り床面積	貸付料	戸数

更別村有住宅

(住宅使用料の算定)

第4条 住宅使用料の月額、1平方メートル当たりの基準住宅料の額(以下「基準住宅使用料の額」という。)に、当該住宅の延べ面積(本屋から独立した物置及び地下物置の面積を除く。以下同じ。)を乗じて得た額とす

忠類村職員住宅

別表(第6条関係)

住宅使用料月額

所在	構造	建設年度	面積 ㎡	月額使用料	備考

45	旭町	3DK簡平	56.00㎡	6,700円	4戸
46	旭町	3DK簡平	56.00㎡	6,700円	4戸
46	五位	3DK簡平	56.00㎡	6,000円	2戸
47	本町	2DK簡2	51.84㎡	6,200円	4戸
48	明野	3DK簡平	56.00㎡	6,700円	2戸
48	旭町	3DK簡平	56.00㎡	6,700円	1戸
49	旭町	3DK簡平	56.00㎡	6,700円	2戸
50	札内中央町	3DK簡平	56.00㎡	6,700円	1戸
51	札内中央町	3DK簡平	56.00㎡	6,700円	1戸
58	錦町	3DK簡2	63.18㎡	8,700円	4戸

昭和47年建設の4戸は廃止済

る。
基準住宅料の額は、次の表の左欄及び中欄に掲げる規格及び基準面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

規格	基準面積	1平方メートル当たりの基準住宅料の額	
		木造	ブロック造・鉄筋コンクリート造
A	57平方メートル未満	208円	260円
B	57平方メートル以上72平方メートル未満	213円	266円
C	72平方メートル以上87平方メートル未満	214円	269円
D	87平方メートル以上107平方メートル未満	222円	278円
E	107平方メートル以上	225円	282円

(注) 基準面積は、普通住宅にあっては当該住宅の延べ面積とし、共同住宅にあっては当該住宅の総床面積(地下面積を除く。)を当該住宅の戸数で除して得た面積とする。

(経過年数による基準住宅料の額の調整)

第5条 住宅が建築後次の表の中欄に掲げる年数を経過することとなる場合には、同表の左欄及び中欄に掲げる構造及び年数の区分に応じ、当該経過することとなる日の属する年度の翌年度から、それぞれ同表の右欄に定める前条の規格ごとの金額を前条に規定する基準住宅料の額から控除して得た額を基準住宅料の額とする。

構造	年数	金額				
		A	B	C	D	E
木造	5年	42円	43円	43円	45円	45円
	10年	71円	73円	73円	77円	77円
	15年	99円	100円	100円	104円	105円
	20年	123円	125円	126円	130円	131円
	25年	145円	148円	149円	154円	156円
	30年	162円	166円	167円	174円	175円
ブロック造	5年	26円	27円	27円	29円	29円
	10年	48円	51円	52円	53円	55円
	15年	67円	70円	71円	74円	75円
	20年	84円	88円	90円	93円	95円
	25年	99円	103円	104円	109円	110円
	30年	112円	116円	117円	123円	125円

忠類村字忠類 297番地の1	木造サイディング張平屋造カラートタン	昭和46年度	61.62	4,900	教員住宅
" 297番地の1	"	"	70.92	5,400	"
" 426番地	木造モルタル平屋造カラートタン	昭和46年度 昭和57年度移築	70.92	5,400	"
" 426番地	"	昭和49年度 昭和57年度移築	59.94	4,600	"
" 297番地の1	"	昭和49年度	59.94	4,600	"
" 297番地の1	"	昭和50年度	59.94	4,600	"
" 426番地	"	昭和50年度 昭和57年度移築	59.94	4,600	"
" 406番地	木造サイディング張平屋造カラートタン	昭和52年度 昭和57年度移築 平成14年度改造	66.42	11,800	"
" 297番地の1	木造モルタル平屋造カラートタン	昭和52年度	66.42	5,300	"
" 406番地	木造サイディング張平屋造カラートタン	昭和53年度 昭和57年度移築 平成15年度改造	69.86	12,800	"
" 402番地	"	昭和53年度 昭和57年度移築 平成13年度改造	69.86	12,500	"
" 401番地	"	昭和53年度 平成13年度改造	69.86	12,500	"
" 297番地の1	"	昭和53年度 平成15年度改造	69.86	12,800	"
" 402番地	木造モルタル平屋造カラートタン	昭和56年度	69.86	6,800	"
" 405番地	木造サイディング張平屋造カラートタン	昭和57年度 平成14年度改造	69.86	14,300	"
"	木造モルタル平	昭和57年度	69.86	7,700	"

	<table border="1"> <tr><td></td><td>35年</td><td>122円</td><td>127円</td><td>129円</td><td>135円</td><td>136円</td></tr> <tr><td></td><td>40年</td><td>131円</td><td>136円</td><td>138円</td><td>144円</td><td>147円</td></tr> <tr><td rowspan="9">鉄筋 コン クリ ート 造</td><td>5年</td><td>21円</td><td>22円</td><td>22円</td><td>23円</td><td>23円</td></tr> <tr><td>10年</td><td>39円</td><td>42円</td><td>42円</td><td>43円</td><td>44円</td></tr> <tr><td>15年</td><td>56円</td><td>58円</td><td>58円</td><td>61円</td><td>62円</td></tr> <tr><td>20年</td><td>70円</td><td>73円</td><td>74円</td><td>78円</td><td>79円</td></tr> <tr><td>25年</td><td>83円</td><td>87円</td><td>88円</td><td>92円</td><td>93円</td></tr> <tr><td>30年</td><td>95円</td><td>99円</td><td>100円</td><td>104円</td><td>106円</td></tr> <tr><td>35年</td><td>105円</td><td>109円</td><td>110円</td><td>116円</td><td>118円</td></tr> <tr><td>40年</td><td>116円</td><td>119円</td><td>121円</td><td>126円</td><td>129円</td></tr> <tr><td>45年</td><td>123円</td><td>127円</td><td>129円</td><td>135円</td><td>138円</td></tr> <tr><td>50年</td><td>131円</td><td>135円</td><td>136円</td><td>143円</td><td>145円</td></tr> </table>		35年	122円	127円	129円	135円	136円		40年	131円	136円	138円	144円	147円	鉄筋 コン クリ ート 造	5年	21円	22円	22円	23円	23円	10年	39円	42円	42円	43円	44円	15年	56円	58円	58円	61円	62円	20年	70円	73円	74円	78円	79円	25年	83円	87円	88円	92円	93円	30年	95円	99円	100円	104円	106円	35年	105円	109円	110円	116円	118円	40年	116円	119円	121円	126円	129円	45年	123円	127円	129円	135円	138円	50年	131円	135円	136円	143円	145円	<table border="1"> <tr><td>405番地</td><td>屋造カラートタン</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>"</td><td>79.58</td><td>8,800</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>426番地</td><td>"</td><td>"</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>木造モルタル平屋造カラートタン</td><td>昭和59年度</td><td>79.58</td><td>9,600</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>297番地の1</td><td>木造サイディング張平屋造カラートタン</td><td>平成12年度</td><td>40.36</td><td>12,000</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>403番地1</td><td>"</td><td>"</td><td>40.36</td><td>12,000</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>"</td><td>40.36</td><td>12,000</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>403番地1</td><td>"</td><td>平成13年度</td><td>77.96</td><td>20,000</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>"</td><td>77.96</td><td>20,000</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>403番地1</td><td>"</td><td>"</td><td>77.96</td><td>20,000</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>木造サイディング張2階建カラートタン</td><td>昭和62年度</td><td>102.87</td><td>13,500</td><td>職員住宅</td><td></td></tr> <tr><td>432番地21</td><td>"</td><td>平成3年度</td><td>139.32</td><td>20,000</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>8番地</td><td>"</td><td>"</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>木造モルタル平屋造カラートタン</td><td>昭和56年度</td><td>69.86</td><td>5,000</td><td>"(教員住宅より)</td><td></td></tr> <tr><td>402番地</td><td>コンクリートブロック造カラートタン</td><td>昭和55年度(平成10年度道より取得)</td><td>61.25</td><td>23,000</td><td>職員住宅</td><td></td></tr> <tr><td>401番地</td><td>"</td><td>"</td><td>61.25</td><td>23,000</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>"</td><td>"</td><td>"</td><td>61.25</td><td>23,000</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>401番地</td><td>"</td><td>"</td><td>61.25</td><td>23,000</td><td>"</td><td></td></tr> </table>	405番地	屋造カラートタン						"	"	"	79.58	8,800	"		426番地	"	"					"	木造モルタル平屋造カラートタン	昭和59年度	79.58	9,600	"		297番地の1	木造サイディング張平屋造カラートタン	平成12年度	40.36	12,000	"		403番地1	"	"	40.36	12,000	"		"	"	"	40.36	12,000	"		403番地1	"	平成13年度	77.96	20,000	"		"	"	"	77.96	20,000	"		403番地1	"	"	77.96	20,000	"		"	木造サイディング張2階建カラートタン	昭和62年度	102.87	13,500	職員住宅		432番地21	"	平成3年度	139.32	20,000	"		8番地	"	"					"	木造モルタル平屋造カラートタン	昭和56年度	69.86	5,000	"(教員住宅より)		402番地	コンクリートブロック造カラートタン	昭和55年度(平成10年度道より取得)	61.25	23,000	職員住宅		401番地	"	"	61.25	23,000	"		"	"	"	61.25	23,000	"		401番地	"	"	61.25	23,000	"		
	35年	122円	127円	129円	135円	136円																																																																																																																																																																																																						
	40年	131円	136円	138円	144円	147円																																																																																																																																																																																																						
鉄筋 コン クリ ート 造	5年	21円	22円	22円	23円	23円																																																																																																																																																																																																						
	10年	39円	42円	42円	43円	44円																																																																																																																																																																																																						
	15年	56円	58円	58円	61円	62円																																																																																																																																																																																																						
	20年	70円	73円	74円	78円	79円																																																																																																																																																																																																						
	25年	83円	87円	88円	92円	93円																																																																																																																																																																																																						
	30年	95円	99円	100円	104円	106円																																																																																																																																																																																																						
	35年	105円	109円	110円	116円	118円																																																																																																																																																																																																						
	40年	116円	119円	121円	126円	129円																																																																																																																																																																																																						
	45年	123円	127円	129円	135円	138円																																																																																																																																																																																																						
50年	131円	135円	136円	143円	145円																																																																																																																																																																																																							
405番地	屋造カラートタン																																																																																																																																																																																																											
"	"	"	79.58	8,800	"																																																																																																																																																																																																							
426番地	"	"																																																																																																																																																																																																										
"	木造モルタル平屋造カラートタン	昭和59年度	79.58	9,600	"																																																																																																																																																																																																							
297番地の1	木造サイディング張平屋造カラートタン	平成12年度	40.36	12,000	"																																																																																																																																																																																																							
403番地1	"	"	40.36	12,000	"																																																																																																																																																																																																							
"	"	"	40.36	12,000	"																																																																																																																																																																																																							
403番地1	"	平成13年度	77.96	20,000	"																																																																																																																																																																																																							
"	"	"	77.96	20,000	"																																																																																																																																																																																																							
403番地1	"	"	77.96	20,000	"																																																																																																																																																																																																							
"	木造サイディング張2階建カラートタン	昭和62年度	102.87	13,500	職員住宅																																																																																																																																																																																																							
432番地21	"	平成3年度	139.32	20,000	"																																																																																																																																																																																																							
8番地	"	"																																																																																																																																																																																																										
"	木造モルタル平屋造カラートタン	昭和56年度	69.86	5,000	"(教員住宅より)																																																																																																																																																																																																							
402番地	コンクリートブロック造カラートタン	昭和55年度(平成10年度道より取得)	61.25	23,000	職員住宅																																																																																																																																																																																																							
401番地	"	"	61.25	23,000	"																																																																																																																																																																																																							
"	"	"	61.25	23,000	"																																																																																																																																																																																																							
401番地	"	"	61.25	23,000	"																																																																																																																																																																																																							
<p>道路占用料</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">該当 条項号</th><th rowspan="2">占用物件</th><th colspan="2">占用料</th></tr> <tr><th>単位</th><th>料金</th></tr> </table>	該当 条項号	占用物件	占用料		単位	料金	<p>道路占用料</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、当該占用の期間が1月に満たない場合は、別表に定める額により算出した合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において算出金額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>道路占用料金表</p> <table border="1"> <tr><th>占用物件</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </table>	占用物件	単位	金額	<p>道路占用料</p> <p>(占用料の種別及び金額)</p> <p>第2条 占用料の種別及び金額は、別表のとおりとし、その額が100円に満たない場合にあっては100円とする。</p> <p>2 占用料は、別表に掲げるもののうち、占用形態の如何にかかわらず、許可期間1月未満であるものについて別表に定める額により算出した合計額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>道路占用料金表</p>																																																																																																																																																																																																	
該当 条項号			占用物件	占用料																																																																																																																																																																																																								
	単位	料金																																																																																																																																																																																																										
占用物件	単位	金額																																																																																																																																																																																																										

法第32条第1項第1号		法第32条第1項第1号に掲げる工作物		法第32条第1項第1号に掲げる工作物		法第32条第1項第1号に掲げる工作物		法第32条第1項第1号に掲げる工作物		法第32条第1項第1号に掲げる工作物		法第32条第1項第1号に掲げる工作物	
品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量
第1種電柱	770	第1種電柱	1本につき1年	第1種電柱	1本につき1年	第1種電柱	1本につき1年	第1種電柱	1本につき1年	第1種電柱	1本につき1年	第1種電柱	1本につき1年
第2種電柱	1,200	第2種電柱		第2種電柱		第2種電柱		第2種電柱		第2種電柱		第2種電柱	
第3種電柱	1,600	第3種電柱		第3種電柱		第3種電柱		第3種電柱		第3種電柱		第3種電柱	
第1種電話柱	690	第1種電話柱		第1種電話柱		第1種電話柱		第1種電話柱		第1種電話柱		第1種電話柱	
第2種電話柱	1,100	第2種電話柱		第2種電話柱		第2種電話柱		第2種電話柱		第2種電話柱		第2種電話柱	
第3種電話柱	1,500	第3種電話柱		第3種電話柱		第3種電話柱		第3種電話柱		第3種電話柱		第3種電話柱	
その他消火栓、火災報知機、信号の柱類	53	その他の柱類		その他の柱類		その他の柱類		その他の柱類		その他の柱類		その他の柱類	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年 7	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年 7円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年 7円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年 7円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年 7円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年 7円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年 7円
地下電線その他地下に設ける線類	4	地下電線その他地下に設ける線類		地下電線その他地下に設ける線類		地下電線その他地下に設ける線類		地下電線その他地下に設ける線類		地下電線その他地下に設ける線類		地下電線その他地下に設ける線類	
路上に設ける変圧器	1個につき1年 520	路上に設ける変圧器	1個につき1年 520円	路上に設ける変圧器	1個につき1年 520円	路上に設ける変圧器	1個につき1年 520円	路上に設ける変圧器	1個につき1年 520円	路上に設ける変圧器	1個につき1年 520円	路上に設ける変圧器	1個につき1年 520円
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年 360	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年 360円	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年 360円	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年 360円	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年 360円	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年 360円	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年 360円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 1,100	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 1,100円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 1,100円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 1,100円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 1,100円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 1,100円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 1,100円
パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局	310	郵便差出箱		郵便差出箱		郵便差出箱		郵便差出箱		郵便差出箱		郵便差出箱	
郵便差出箱	450	広告塔		広告塔		広告塔		広告塔		広告塔		広告塔	
広告塔	表示面積1メートルにつき1年 1,100	その他のもの	占有面積1㎡につき1年 1,100円	その他のもの	占有面積1㎡につき1年 1,100円	その他のもの	占有面積1㎡につき1年 1,100円	その他のもの	占有面積1㎡につき1年 1,100円	その他のもの	占有面積1㎡につき1年 1,100円	その他のもの	占有面積1㎡につき1年 1,100円
その他のもの	550	法第32条第1項第2号に掲げる物件		法第32条第1項第2号に掲げる物件		法第32条第1項第2号に掲げる物件		法第32条第1項第2号に掲げる物件		法第32条第1項第2号に掲げる物件		法第32条第1項第2号に掲げる物件	
乗合、自動車待合所	1,100	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年 36円	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年 36円	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年 36円	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年 36円	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年 36円	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年 36円
公衆用ごみ容器、非常用救助袋固定環、灰皿、カーブミラー	1,100	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	53円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	53円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	53円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	53円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	53円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	53円
移動式花壇	1,100	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	71円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	71円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	71円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	71円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	71円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	71円
ロードヒーター	1,100	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	140円	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	140円	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	140円	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	140円	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	140円	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	140円
牛乳集荷台、物件置場、家屋、テレホンカード自動販売機	1,100	外径が0.4m以上1m未満のもの	360円	外径が0.4m以上1m未満のもの	360円	外径が0.4m以上1m未満のもの	360円	外径が0.4m以上1m未満のもの	360円	外径が0.4m以上1m未満のもの	360円	外径が0.4m以上1m未満のもの	360円
農作物	11	外径が1m以上のもの	710円	外径が1m以上のもの	710円	外径が1m以上のもの	710円	外径が1m以上のもの	710円	外径が1m以上のもの	710円	外径が1m以上のもの	710円
法第32条第1項第1号	36	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1㎡につき1年 1,100円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1㎡につき1年 1,100円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1㎡につき1年 1,100円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1㎡につき1年 1,100円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1㎡につき1年 1,100円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1㎡につき1年 1,100円
水管・下水道		法第32条第1項第6号に掲げる施設		法第32条第1項第6号に掲げる施設		法第32条第1項第6号に掲げる施設		法第32条第1項第6号に掲げる施設		法第32条第1項第6号に掲げる施設		法第32条第1項第6号に掲げる施設	
外径0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 36	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日 11円	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日 11円	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日 11円	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日 11円	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日 11円	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日 11円
		その他のもの	占有面積1㎡につき1月 110円	その他のもの	占有面積1㎡につき1月 110円	その他のもの	占有面積1㎡につき1月 110円	その他のもの	占有面積1㎡につき1月 110円	その他のもの	占有面積1㎡につき1月 110円	その他のもの	占有面積1㎡につき1月 110円
		道路法施行令(昭和27年政令)		看板(アーチであるものを除く)	表示面積1㎡につき1月 110円	看板(アーチであるものを除く)	表示面積1㎡につき1月 110円	看板(アーチであるものを除く)	表示面積1㎡につき1月 110円	看板(アーチであるものを除く)	表示面積1㎡につき1月 110円	看板(アーチであるものを除く)	表示面積1㎡につき1月 110円

掲げるものを除く。)	外径1.0メートル以上のもの	710	条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11円	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	110円		
	ガス管(道路法施行令(昭和27年政令第479号、以下「令」という。)第9条に規定するものに限る。)	外径0.1メートル未満のもの			25	その他のもの	1本につき1月		110円	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,100円		
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			37	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		その面積1㎡につき1日	11円	標識	1本につき1年	850円	
		外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			49		その他のもの		その面積1㎡につき1月	110円	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11円
		外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			98		アーチ		車道を横断するもの	1基につき1月		1,100円	その他のもの	1本につき1月
		外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの			252	その他のもの				540円	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	11円
		外径1.0メートル以上のもの			497	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1月	110円	その他のもの	その面積1㎡につき1月	110円	
			政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			110円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100円				
法第32条第1項第3号	鉄道、軌道、索道	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.008を乗じて得た額	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1月	110円		
法第32条第1項第4号	アーケード	"	110			階数が2のもの	Aに0.011を乗じて得た額							
法第32条第1項第5号	日よけ、雨よけ、雪よけ	1,100	階数が3のもの			Aに0.015を乗じて得た額								
地下街及び地下室	階数1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額			階数が4以上のもの	Aに0.016を乗じて得た額							
		階数2のもの			Aに0.006を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.008を乗じて得た額							
						階数3以上のもの								
上空に設ける通路	710	備考			<p>1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1㎡若しくは1m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1㎡若しくは1m未満の端数があるときは、1㎡又は</p>									
法第32条第1項第6号	露店屋台店抽選場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	11										

			その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1月	110		
令第7条第1号	看板で電柱類(電柱、電話柱、街灯、消火栓標識柱)に添加する広告物			表示面積 1平方メートルにつき1年	770		
	看板(上記のもの及びアーチを除く。)	一時的に設けるもの		表示面積 1平方メートルにつき1月	110		
		その他のもの		表示面積 1平方メートルにつき1年	1,100		
	標識	バス停留所標識		1本につき1年	425		
		消火栓標識、案内標識			850		
	旗、のぼり、ちょうちん、店頭装飾	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	11		
		その他のもの		1本につき1月	110		
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		その面積 1平方メートルにつき1日	11		
		その他のもの		その面積 1平方メートルにつき1月	110		
	アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	1,100		
その他のもの			540				
令第7条第2号及び第3号	工事中板囲、足場、工事中詰所、工事中通路等施設、工事中材料		占用面積 1平方メートルにつき1月	110			
令第7条第4号及び第5号	防火地域又は防災建築街区内に存する建築物を除去して耐火建築物又は防災建築物を建築するため必要となる仮設店舗その他の仮設建築物及び市街地改造事業による施設建築物への入居者を一時収容するため必要な施設		"	110			
令第7条第6号及び第7号	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、	建築物 階数1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額			

に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1㎡若しくは1m未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1㎡若しくは1m未満の端数があるときは、1㎡又は1mとして計算するものとする。

7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

1mとして計算するものとする。

6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

	舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、公園、運動場等の施設並びに高度地区内の自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅等施設及び自動車駐車場	階数2のもの		A に 0.011 を乗じて得た額			
		階数3のもの		A に 0.015 を乗じて得た額			
		階数4以上のもの		A に 0.016 を乗じて得た額			
		その他のもの		A に 0.008 を乗じて得た額			
令第7条第8号	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数1のもの	"	A に 0.008 を乗じて得た額			
		階数2のもの		A に 0.011 を乗じて得た額			
		階数3のもの		A に 0.015 を乗じて得た額			
		階数4以上のもの		A に 0.016 を乗じて得た額			
	その他のもの			A に 0.018 を乗じて得た額			
備考							
1 金額の単位は、円とする。							
2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条							

	<p>以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>6 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。</p> <p>7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>8 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p> <p>9 1件の占有許可に係る各年度ごとの占用料の額が100円に満たない場合は、占用料の額を100円とする。</p>			
	<p>河川占用料</p> <p>（占用料等）</p> <p>第21条 町長は、第8条第1号、第2号及び第4号の規定による許可を受けた者から別表に掲げる占用料又は採取料（以下「占用料等」という。）を徴収することができる。ただし、国、道又は市町村が収益を目的としない事業のためにする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書きの場合のほか、町長が特別の事由があると認めるときは、町長は、占用料等を減免することができる。</p>	<p>河川占用料</p> <p>（占用料等）</p> <p>第21条 村長は、第8条第1号、第2号及び第4号の規定に基づき許可を受けた者から、別表に掲げる土地占用料、土石採取料その他の河川産出物採取料又は流水占用料により算出した金額に100分の105を乗じて得た額（以下「占用料等」という。）を徴収することができる。なお、当該土地占用の使用期間が1月未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を徴収することができる。なお、当該土地占用の使用期間が1月以上の場合にあつては、別表の1により算出して得た額のみを徴収するものとする。ただし、国、道又は市町村等が収益を目的としない事業のためにする場合は除く。</p> <p>2 前項ただし書のほか、村長が特別の事由があると認めるときは、占用料等を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>河川占用料</p> <p>（占用料等）</p> <p>第21条 村長は、第8条第1号、第2号及び第4号の規定による許可を受けた者から、別表に掲げる占用料又は採取料により算出した金額に100分の105を乗じて得た額（以下「占用料」という。）を徴収することができる。なお、当該土地占用の使用期間が1月以上の場合にあつては、別表の1により算出して得た額のみを徴収するものとする。これにより算出して得た額が100円未満のものにあつては、100円とする。ただし、国、道又は市町村等が収益を目的としない事業のためにする場合は除く。</p> <p>2 前項ただし書のほか、村長が特別の事由があると認めるときは、村長は、占用料等を減額し、又は免除することができる。</p>	

1 土地占用料(年額)

番号	区分	単位	単価及び算出方法	摘要
1	鉱泉地	1口	類似の土地の価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額	
2	工作物の伴う敷地	1平方メートル	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(以下「近傍価格」という。)に100分の5を乗じて得た額(その額が20円に満たない場合にあっては、20円)	
3	工作物の伴わない敷地		近傍価格に100分の3を乗じて得た額(その額が10円に満たない場合にあっては、10円)	
4	農耕用敷地		近傍類似の土地の1平方メートル当たり小作料の標準額(農地法(昭和27年法律第229号)第24条の2第1項の規定に基づき農業委員会が定めた小作料の標準額に100分の50を乗じて得た額	
5	採草及び放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の30を乗じて得た額	
6	鉄道及び軌道敷地		75円	
7	漁業及び養殖用水面		15円	
8	けい船その他に係る水面	1平方メートル		25円
9	管の埋設	1メートル		25円
10	電柱	1本	620円	H柱は2本分、支線及び支柱は半本分とする
11	鉄塔	1基		1,250円

1 土地占用料(年額)

番号	区分	単位	単価及び算出方法	摘要
1	鉱泉地	1口	類似の土地の価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下同じ。)に5/100を乗じて得た額	
2	工作物の伴う敷地	1㎡	近傍類似の土地の1㎡当りの価格(以下「近傍価格」という。)に5/100を乗じて得た額(その額が20円に満たない場合にあっては20円)	
3	工作物の伴わない敷地		近傍価格に3/100を乗じて得た額(その額が10円に満たない場合にあっては10円)	
4	農耕用敷地		近傍類似の土地の1㎡当りの小作料の標準額(農地法(昭和27年法律第229号)第24条の2第1項の規定に基づき農業委員会が定めた小作料の標準額をいう。以下同じ。)に50/100を乗じて得た額	
5	採草及び放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の1㎡当りの小作料の標準額に30/100を乗じて得た額	
6	鉄道及び軌道敷地		70円	
7	管の埋設	1m		25円
8	電柱	1本	620円	H柱は2本分、支線及び支柱は半本分となる。
9	鉄塔	1基		1,250円

備考

- 1 1件が1㎡又は1m未満のものである場合は、1㎡又は1mとして計算する。

1 土地占用料

区分	単位	単価及び算出方法
建造工作物敷地	1㎡につき1年	近傍類似の土地の1㎡当たりの価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近傍価格」という。)に5/100を乗じて得た額(その額が20円に満たない場合にあっては、20円)
電柱	1本につき1年	620円
鉄塔	1基につき1年	1,250円
管の埋設	1mにつき1年	25円
鉄道及び軌道敷地	1㎡につき1年	70円
農耕用敷地		近傍類似の土地の1㎡当たりの小作料の標準額(農地法(昭和27年法律第229号)第24条の2第1項の規定に基づき市町村農業委員会が定めた小作料の標準額(その定めがないときは、類似の市町村農業委員会が定めた小作料の標準額)をいう。以下同じ。)に50/100を乗じて得た額
採草及び放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の1㎡当たりの小作料の標準額に30/100を乗じて得た額
鉱泉地	1口につき1年	類似の土地の価格に5/100を乗じて得た額
その他の敷地	1㎡につき1年	近傍価格に3/100を乗じて得た額(その額が10円に満たない場合にあっては、10円)

備考

- 1 1件が1㎡又は1m未満のものである場合は、1㎡又は1mとして計算する。
- 2 占用の期間が1年未満であるとき又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する。
- 3 単価を算出するに当たっては、近傍価格が前年度の当該占用に係る土地占用料の算定に用いた近傍価格に1.1を乗じて得た額(以下「調整近傍価格」という。)を超える場合には、当該調整近傍価格を近傍価格とする。
- 4 電柱は、H柱にあっては2本分、支線及び支柱にあっては半本分とする。

備考 1 1件が1平方メートル又は1メートル未満のものである場合1平方メートル又は1メートルとして計算する。
 2 占用の期間1年未満であるとき又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りを持って計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する。
 3 単価を算出する場合には、近傍価格が前年度の占用に係る土地占用料の算定に用いた近傍価格に1.1を乗じて得た額(以下「調整近傍価格」という。)を超えるときは、当該調整近傍価格を近傍価格とする。

2 土石採取料その他の河川産物採取料

番号	区分	単位	単価	摘要
1	土砂	1立方メートル	130円	
2	砂		160円	
3	切込砂利		160円	
4	砂利		160円	栗石を含む
5	玉石		210円	
6	転石		890円	
7	芝草	1平方メートル	50円	
8	木杭	1束	100円	胴径30センチメートル元口径4センチメートル以内長さ1.2メートル以内
9	粗朶		60円	胴径30センチメートル長さ3.5メートル
10	帯梢		1束(25本)	100円
11	凍氷	100キログラム	50円	
12	雑草	グラム	70円	
13	その他		時価	

備考 1件が1立方メートル、1平方メートル又は100キログラム未満のものである場合は、1立方メートル、1平方メートル又は100キログラムとして計算する。

3 流水占用料(年額)

番号	区分	単位	期間	単価	摘要
1	鉱工業用水	毎秒0.1立メートル	1年度又は1使用期間	342,000円	鉱工業営業に必要な一切の用水

2 土石採取料その他の河川産物採取料

番号	区分	単位	単価	摘要
1	土砂	1m ³	130円	
2	砂		160円	
3	切込砂利		160円	
4	砂利		160円	栗石を含む。
5	玉石		210円	
6	転石		890円	
7	竹木	1束	100円	胴径30cmで元口径4cm以内長さ1.2mのものを標準とする。
8	粗朶		60円	胴径30cmで長さ3.5mのものを標準とする。
9	帯梢		1束(25本)	100円
10	芝草	1m ²	50円	
11	あし、かや、その他雑草	100kg	70円	
12	凍氷		50円	
13	その他		時価	

3 流水占用料(年額)

番号	区分	単位	期間	単価	摘要
1	鉱工業用水	毎秒0.1m ³	1年度又は一	342,000円	鉱工業営業に必要な一切の用水

2 土石採取料その他の河川産物採取料

区分	単位	単価	摘要	
土砂	1m ³	130円	客土用又は盛土用土砂で砂利の入らないもの	
砂		160円	直径0.5cm未満のもの	
切込砂利				直径0.5cm以上8cm未満のもので土砂交じりのもの
砂利				8cm未満のもので土砂を含まないもの
栗石				直径8cm以上15cm未満のもの
玉石		210円		直径15cm以上30cm未満のもの
転石		890円	直径30cm以上のもの	
竹木	1束	100円	胴径30cmで元口径4cm以内長さ1.2mのものを標準とする。	
粗朶		60円	胴径30cmで長さ3.5mのものを標準とする。	
帯梢		1束(25本)	100円	1本につき元口径3cm長さ3.5mのものを標準とする。
芝草	1m ²	50円		
あし、かや、その他雑草	100kg	70円		
凍氷		50円		
その他の河川産物		時価		

3 流水占用料

区分	単位	単価	摘要
鉱工業用水	毎秒0.1m ³ につき1年又は1使用期間	342,000円	鉱工業経営に必要な用水(汽かん冷却用水を除く。)
汽かん冷却用水		64,000円	

2	汽かん冷却用水	毎秒0.1立方メートル	1年度又は1使用期間	64,000円	農業者自身が自家生産物を直接加工するために必要な用水に限る																															
	3			農産物加工用水		32,000円																														
	4			魚族養殖用水		95,000円																														
	5			鉱泉水		1口	1年度	類似の土地の価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額	土地占用料を徴収しない場合に限る																											
	6			その他の用水		毎秒0.1立方メートル	1年度又は1使用期間	64,000円																												
	備考			<p>1 1件が0.01立方メートル未満のものである場合は、0.01立方メートルとして計算する。</p> <p>2 占用の期間が1年未満であるとき又は占用の期間の1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する。</p> <p>3 期間の欄中「1使用期間」とは、毎年度における水利使用に係る操業期間をいう。</p>																																
2	汽かん冷却用水	毎秒0.1立方メートル	1年度又は1使用期間	64,000円	農業者自身が自家生産物を直接加工するために必要な用水に限る																															
	3			農産物加工用水		32,000円																														
	4			魚族養殖用水		95,000円																														
	5			鉱泉水		1口	1年度	類似の土地の価格に5/100を乗じて得た額	土地占用料を徴収しない場合に限る																											
	6			その他の用水		毎秒0.1m ³	1年度又は1使用期間	64,000円																												
	備考			<p>1 1件が0.01m³未満のものである場合は、0.01m³として計算する。</p> <p>2 期間の欄中「1使用期間」とは、毎年度における水利使用に係る操業期間をいう。</p>																																
<p>農産物加工用水 32,000円 農業者が自家生産物を直接加工するために必要な用水に限る。</p> <p>魚族養殖用水 95,000円</p> <p>鉱泉水 1口につき1年 類似の土地の価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額</p> <p>土地占用料を徴収しない場合に限る。</p> <p>その他の用水 毎秒0.1m³につき1年又は1使用期間 64,000円</p> <p>備考</p> <p>1 1件が0.01m³未満のものである場合は、0.01m³として計算する。</p> <p>2 単位の欄中「1使用期間」とは、毎年度における水利使用に係る操業期間をいう。</p>																																				
<p>公園使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設を設置する場合</td> <td colspan="2">その都度町長が定める。</td> </tr> <tr> <td>公園施設を管理する場合</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">電柱等</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>770円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>"</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>"</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>"</td> <td>690円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>"</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>"</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>1メートルにつき1年</td> <td>7円</td> </tr> </tbody> </table>						区分	単位	金額	公園施設を設置する場合	その都度町長が定める。		公園施設を管理する場合			電柱等	第1種電柱	1本につき1年	770円	第2種電柱	"	1,200円	第3種電柱	"	1,600円	第1種電話柱	"	690円	第2種電話柱	"	1,100円	第3種電話柱	"	1,500円	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	7円
区分	単位	金額																																		
公園施設を設置する場合	その都度町長が定める。																																			
公園施設を管理する場合																																				
電柱等	第1種電柱	1本につき1年	770円																																	
	第2種電柱	"	1,200円																																	
	第3種電柱	"	1,600円																																	
	第1種電話柱	"	690円																																	
	第2種電話柱	"	1,100円																																	
	第3種電話柱	"	1,500円																																	
共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	7円																																		

		地下電線その他地下に設ける線類	"	4円			
		地上に設ける変圧器	1個につき1年	520円			
		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360円			
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円			
		パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局	"	310円			
		郵便差出箱	"	450円			
	地下埋設物等	水管・下水道管・蒸気管・マンホール・電力管・通信管・直埋、ケーブル・ガス管（次の項に掲げるものを除く。）	外径0.1メートル未満	長さ1メートルにつき1年	36円		
			外径0.1メートル以上 0.15メートル未満	"	53円		
			外径0.15メートル以上 0.2メートル未満	"	71円		
			外径0.2メートル以上 0.4メートル未満	"	140円		
			外径0.4メートル以上 1.0メートル未満	"	360円		
			外径1.0メートル以上	"	710円		
		ガス管（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第9条に規定するものに限る。）	外径0.1メートル未満	"	25円		
			外径0.1メートル以上 0.15メートル未満	"	37円		
			外径0.15メートル以上 0.2メートル未満	"	49円		
			外径0.2メートル以上 0.4メートル未満	"	98円		
			外径0.4メートル以上 1.0メートル未満	"	252円		

		外径1.0メートル以上	"	497円
標 識			1本につき1年	850円
広告塔、掲示板			表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円
露店その他これに類するもの	一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	11円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	110円
看板	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	110円
	電柱類に添加する広告物		表示面積1平方メートルにつき1年	770円
	その他のもの		"	1,100円
集会、展示会、興行等	行為のための占有		占有面積1平方メートルにつき1日	11円
	仮設工作物		占有面積1平方メートルにつき1月	110円
工所用施設及び工所用材料置場			"	110円
その他の行為又は工作物及び施設			その都度町長が定める。	

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔、掲示板又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有

<p>の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1年未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p> <p>7 1件の使用許可に係る各年度ごとの使用料の額が100円に満たない場合は、使用料の額を100円とする。</p>																																		
<p>行政財産使用料</p> <p>(使用料)</p> <p>第2条 行政財産の使用の許可を受けた者は、使用料を納めなければならない。</p> <p>2 前項に規定する使用料の額は、別表に定める使用料算定基準に従い町長が定める。ただし、電柱等(線路を支持するために利用するものをいう。以下同じ。)を設置するために土地を使用する場合は、電気通信事業法施行令(昭和28年政令第132号。以下「令」という。)第1条第2項に規定する額によるものとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="261 884 982 1308"> <tr> <th>行政財産の種類</th> <th>使用料算定基準(年額)</th> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>当該土地の評価×4/100=土地使用料</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>{(当該建物の時価×4/100)+(当該建物の複成価格×80/100÷当該建物の耐用年数)+当該建物の建面積に相当する土地使用料又は当該土地が通常の賃借料を負担する借地の場合にあっては、当該土地の部分の賃借料の年額}×当該建物のうち使用させる面積÷当該建物の延べ面積(小数点以下5位の数は4捨5入する)=建物使用料</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>土地又は建物の規定に準じて算定した額による。</td> </tr> </table> <p>備考 (建物の耐用年数) 建物の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」により定めるものとする。</p>	行政財産の種類	使用料算定基準(年額)	土地	当該土地の評価×4/100=土地使用料	建物	{(当該建物の時価×4/100)+(当該建物の複成価格×80/100÷当該建物の耐用年数)+当該建物の建面積に相当する土地使用料又は当該土地が通常の賃借料を負担する借地の場合にあっては、当該土地の部分の賃借料の年額}×当該建物のうち使用させる面積÷当該建物の延べ面積(小数点以下5位の数は4捨5入する)=建物使用料	上記以外のもの	土地又は建物の規定に準じて算定した額による。	<p>行政財産使用料</p> <p>(使用料の算定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する使用料の額は、別表に定める使用料算定基準に従い町長が定める。ただし、当該使用許可の期間が1月に満たない場合は、別表に定める使用料算定基準により算出した合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において算出金額に1年未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>1 土地の使用許可に係る使用料(電柱等の支持物のための土地使用を除く。)</p> <table border="1" data-bbox="1012 915 1768 1035"> <tr> <th>使用料算定基準(年額)</th> </tr> <tr> <td>当該土地の時価×(当該土地のうち使用させる面積/当該土地の面積)×(4/100)...土地使用料</td> </tr> </table> <p>2 建物の使用許可に係る使用料</p> <table border="1" data-bbox="1012 1100 1768 1350"> <tr> <th>使用料算定基準(年額)</th> </tr> <tr> <td>当該建物の再調達価格×(当該建物のうち使用させる面積(小数点以下5位の数は四捨五入する。)/当該建物の面積)×(7/100)...建物使用料</td> </tr> <tr> <td>当該建物の建面積に相当する土地使用料又は当該土地が通常の賃借料を負担する借地の場合にあっては、当該土地の部分の賃借料の年額を、当該建物の再調達価格に加算して算出する。</td> </tr> </table> <p>3 土地及び建物以外の使用許可に係る使用料</p> <table border="1" data-bbox="1012 1415 1768 1501"> <tr> <th>使用料算定基準(年額)</th> </tr> <tr> <td>土地又は建物の規定に準じて算定した額とする。</td> </tr> </table> <p>4 電柱等の支持物に係る土地供用料</p> <table border="1" data-bbox="1012 1566 1768 1652"> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="4">使用料(年額)</th> </tr> <tr> <th>畑</th> <th>宅地</th> <th>山林</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用料算定基準(年額)	当該土地の時価×(当該土地のうち使用させる面積/当該土地の面積)×(4/100)...土地使用料	使用料算定基準(年額)	当該建物の再調達価格×(当該建物のうち使用させる面積(小数点以下5位の数は四捨五入する。)/当該建物の面積)×(7/100)...建物使用料	当該建物の建面積に相当する土地使用料又は当該土地が通常の賃借料を負担する借地の場合にあっては、当該土地の部分の賃借料の年額を、当該建物の再調達価格に加算して算出する。	使用料算定基準(年額)	土地又は建物の規定に準じて算定した額とする。	種類	単位	使用料(年額)				畑	宅地	山林	その他							<p>行政財産使用料</p> <p>(土地の使用料)</p> <p>第2条 土地の使用料は、当該土地の時価に100分の4を乗じて得た額をその年額とする。ただし、電柱、看板、水道管その他これらに類するものを設置する目的で使用するときの使用料については、忠類村道路占用料徴収条例(昭和49年条例第11号)第2条を準用するものとし、この場合において「占用料」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>(建物の使用料)</p> <p>第3条 建物の使用料は、次の各号の規定によって算出した額の合計額に当該使用面積を当該建物の延面積で除して得た数(小数点以下5位の数は、四捨五入)を乗じて得た額をその年額とする。</p> <p>(1) 当該建物の時価に100分の4を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該建物の占める土地についての前条(ただし書を除く。)の規定による使用料相当額(当該土地が借地の場合にあっては、当該土地の部分の賃借料の年額)</p> <p>2 行政財産を使用させる場合においては、当該使用に関し次の各号に掲げる費用をその使用者に負担させることが相当であるときは、当該費用の額をその使用料のほかに加算料金として徴収するものとする。</p> <p>(1) 電気若しくは電力料金、水道料金又はガス料金</p> <p>(2) 暖冷房に要する経費</p> <p>(3) 火災保険料</p>	
行政財産の種類	使用料算定基準(年額)																																	
土地	当該土地の評価×4/100=土地使用料																																	
建物	{(当該建物の時価×4/100)+(当該建物の複成価格×80/100÷当該建物の耐用年数)+当該建物の建面積に相当する土地使用料又は当該土地が通常の賃借料を負担する借地の場合にあっては、当該土地の部分の賃借料の年額}×当該建物のうち使用させる面積÷当該建物の延べ面積(小数点以下5位の数は4捨5入する)=建物使用料																																	
上記以外のもの	土地又は建物の規定に準じて算定した額による。																																	
使用料算定基準(年額)																																		
当該土地の時価×(当該土地のうち使用させる面積/当該土地の面積)×(4/100)...土地使用料																																		
使用料算定基準(年額)																																		
当該建物の再調達価格×(当該建物のうち使用させる面積(小数点以下5位の数は四捨五入する。)/当該建物の面積)×(7/100)...建物使用料																																		
当該建物の建面積に相当する土地使用料又は当該土地が通常の賃借料を負担する借地の場合にあっては、当該土地の部分の賃借料の年額を、当該建物の再調達価格に加算して算出する。																																		
使用料算定基準(年額)																																		
土地又は建物の規定に準じて算定した額とする。																																		
種類	単位	使用料(年額)																																
		畑	宅地	山林	その他																													

		H柱又は人形柱 1本ごとに	3,460円	3,000円	1,740円	360円		
		支線又は支柱	1本ごとに	1,730円	1,500円	870円	180円	
		附属設備	線路保護用柱、支線柱、標柱又は標石 1本ごとに	1,730円	1,500円	870円	180円	
			マンホール等 1個ごとに	3,460円	3,000円	1,740円	360円	
		その他設備	使用面積1.7平方メートルまでごとに	1,730円	1,500円	870円	180円	

土木用機械使用料

別表（第2条関係）

種 類	使用料（実働1時間当り）	
	公益的事業	一般事業
グレーダー	3,600円	7,200円

備考

- 1 公益的事業とは、認定外道路工事・河川工事等公益的性格を有し、町長が認めたものをいう。
- 2 一般事業とは、農地の整地等、専ら自己の用に供するものをいう。

幕別町営バス使用料

別表（第2条関係） 町営バス運行料程及び運賃表

							幕 別
						南11線	160円 2.6km
					北2号	160円 2.8km	250円 5.4km
			南 勢	200円 3.9km	300円 6.7km	390円 9.3km	
		農野牛 入口	170円 3.0km	310円 6.9km	400円 9.7km	490円 12.3km	
		糠 内	160円 2.8km	270円 5.8km	400円 9.7km	500円 12.5km	590円 15.1km
	五 位	160円 2.6km	250円 5.4km	360円 8.4km	490円 12.3km	590円 15.1km	680円 17.7km
中 里	210円 4.0km	290円 6.6km	390円 9.4km	490円 12.4km	630円 16.3km	720円 19.1km	810円 21.7km

	<table border="1"> <tr> <td>観音橋</td> <td>170円</td> <td>310円</td> <td>400円</td> <td>490円</td> <td>600円</td> <td>730円</td> <td>830円</td> <td>920円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.0km</td> <td>7.0km</td> <td>9.6km</td> <td>12.4km</td> <td>15.4km</td> <td>19.3km</td> <td>22.1km</td> <td>24.7km</td> </tr> <tr> <td>駒島</td> <td>170円</td> <td>270円</td> <td>410円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>700円</td> <td>830円</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.0km</td> <td>6.0km</td> <td>10.0km</td> <td>12.6km</td> <td>15.4km</td> <td>18.4km</td> <td>22.3km</td> <td>25.1km</td> </tr> </table> <p>備考 第2条第3項の規定の適用において、その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数の額は徴収しない。</p>	観音橋	170円	310円	400円	490円	600円	730円	830円	920円		3.0km	7.0km	9.6km	12.4km	15.4km	19.3km	22.1km	24.7km	駒島	170円	270円	410円	500円	600円	700円	830円	930円		3.0km	6.0km	10.0km	12.6km	15.4km	18.4km	22.3km	25.1km		
観音橋	170円	310円	400円	490円	600円	730円	830円	920円																															
	3.0km	7.0km	9.6km	12.4km	15.4km	19.3km	22.1km	24.7km																															
駒島	170円	270円	410円	500円	600円	700円	830円	930円																															
	3.0km	6.0km	10.0km	12.6km	15.4km	18.4km	22.3km	25.1km																															
<p>幕別町立幼稚園保育料等</p> <p>(費用の納付)</p> <p>第4条 幼稚園に入園した幼児の保護者は、次の入園料及び保育料を納付しなければならない。</p> <p>入園料年額 3,000円</p> <p>保育料月額 6,500円</p>	<p>更別村立幼稚園授業料等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入園料</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>月額 6,500円</td> </tr> <tr> <td>延長保育料</td> <td>月額 2,500円</td> </tr> <tr> <td>特別保育料(朝)</td> <td>月額 1,000円</td> </tr> <tr> <td>特別保育料(夕)</td> <td>月額 1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	入園料	3,000円	授業料	月額 6,500円	延長保育料	月額 2,500円	特別保育料(朝)	月額 1,000円	特別保育料(夕)	月額 1,000円																										
区分	金額																																						
入園料	3,000円																																						
授業料	月額 6,500円																																						
延長保育料	月額 2,500円																																						
特別保育料(朝)	月額 1,000円																																						
特別保育料(夕)	月額 1,000円																																						